

核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料第二開発室の 管理区域内における汚染について

平成31年2月26日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構



目次

1.	概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
2.	事象発生時の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
3.	事象発生場所の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P18
4.	原因及び再発防止対策・・・・・	P23
5.	更なる改善事項の抽出・・・・・	P29
6.	今後の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P34

概要

発生日時: 平成31年1月30日(水)14:24 発生場所: 核燃料サイクル工学研究所

プルトニウム燃料第二開発室 粉末調整室(A-103)(管理区域)

事象概要:粉末調整室(A-103)のグローブボックスNo.D-8から

プルトニウムとウランの入った貯蔵容器(2本)(注1)を

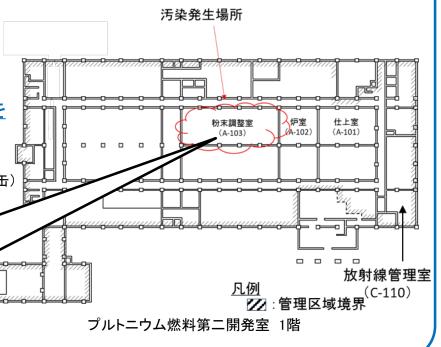
<u>グローブボックスからバッグアウトする作業を</u> 行っていたところ、汚染事象が発生した。

注1:ステンレス製とアルミニウム製の缶、各1本(以下、ステンレス缶とアルミ缶)

貯蔵容器梱包物(アルミ缶)

汚染発生原因となった貯蔵容器 梱包物(ステンレス缶)





背景

- ・プルトニウム燃料第二開発室では、核燃料物質を収納した貯蔵容器を二重の樹脂製の袋で包蔵し、貯蔵室で貯蔵管理している。この樹脂製の袋の健全性については、管理基準に基づき樹脂製の袋を定期的に交換することで保持している。
- ·事象発生時は、上記の管理基準に基づき貯蔵容器2本について、貯蔵室から粉末調整室(A-103)に運搬し、樹脂製の袋(二重)の交換作業を実施していた。



2. 事象発生時の状況



(AEA) 2.1 事象発生に至る経緯及び事象発生の状況(1/2)

日付	時間	内容
平成31年 1月30日	13:40頃	核物質管理課員が、プルトニウム燃料第二開発室プルトニウム・ウラン貯蔵室内の棚から樹脂製の袋の交換が必要な貯蔵容器2本(アルミ缶、ステンレス缶)の取出作業を開始。
	13:55頃	核物質管理課員が、運搬車を用いて、プルトニウム・ウラン貯蔵室から粉末調整室(A-103)に貯蔵容器2本を運搬する。
	14:00頃	核物質管理課員が運搬車から貯蔵容器2本を取出し、廃止措置技術開発課員に引き渡す。粉末調整室(A-103)のグローブボックスNo.D-8において、廃止措置技術開発課員3名で貯蔵容器のバッグイン作業を開始。 同室で6名が他作業を実施。
	14:10頃	グローブボックスNo.D-8において、貯蔵容器のバッグアウト作業を開始。
	14:20頃	バッグアウト物(ステンレス缶)の二重梱包を実施したところ、二重目の樹脂製の袋表面より汚染を検出。
	14:24	α線用空気モニタ(α-8)警報吹鳴。 作業員はバッグアウト物を大きなビニル袋に収納し、同室内の安全な場所(風上)に退出し、相互 汚染検査、汚染部位の簡易固定を開始。
	14:27	α線用空気モニタ(α-10)警報吹鳴。
	14:45	プルトニウム燃料技術開発センターに現場指揮所を設置。
	14:50	粉末調整室(A-103)の空気中放射性物質濃度が立入制限区域の設定基準を超える可能性があることから、同室を立入制限区域に設定。
	14:57	モニタリングポスト及びステーションの値に変動がないことを確認。(警報吹鳴時以降のトレンドも確認)
	14:58	核燃料サイクル工学研究所に現地対策本部を設置。
	15:00頃	作業員9名を隣室の炉室(A-102)へ退出させるため、炉室(A-102)の養生を開始。



(AEA) 2.1 事象発生に至る経緯及び事象発生の状況(2/2)

日付	時間	内容
平成31年 1月30日	15:12	プルトニウム燃料第二開発室の排気モニタに異常のないことを確認。
	15:20頃	炉室(A-102)の養生が終了したことから、作業員9名の炉室(A-102)への退出を開始。(15時22分頃、9名全員の退出を完了)
	15:22	立入制限区域を設定することとなったことから、本事象が法令報告に該当するものと判断。
	15:29 廊下に退出するためのグリーンハウス設置を指示。	
15:36 本事象が法令報告に該当するものと判断したことを原子力規制庁へ報告。		本事象が法令報告に該当するものと判断したことを原子力規制庁へ報告。
	16:00頃	汚染拡大防止のための粉末調整室(A-103)、炉室(A-102)の扉の目張りを終了。
	16:22頃	炉室(A-102)での汚染処置を終了次第、順次、仕上室(A-101)へ退出開始。
	16:31	廊下のグリーンハウスへの受入準備が完了。
	17:33頃	作業員1名が仕上室(A-101)から退出開始。
	18:14頃	2名の身体汚染検査及び鼻スミヤに異常のないことを確認。
	18:30頃	2名の身体汚染検査及び鼻スミヤに異常のないことを確認。
	18:57頃	3名の身体汚染検査及び鼻スミヤに異常のないことを確認。
	19:08頃	2名の身体汚染検査に異常のないことを確認。 作業員全員が仕上室(A-101)から退出終了。
	19:18	2名の鼻スミヤに異常のないことを確認。(9名全員の身体汚染検査及び鼻スミヤに異常のないことを確認)
	19:50	作業員9名が管理区域から退出完了。



(JAEA) 2.2 貯蔵容器のイメージ図



ステンレス缶 アルミ缶 貯蔵容器

化学名: 可塑化ポリ塩化ビニル混合物 分:ポリ塩化ビニル 60%~70%

可塑剤 23%~33%

その他 3%**~**11%

厚 さ:0.3 mm

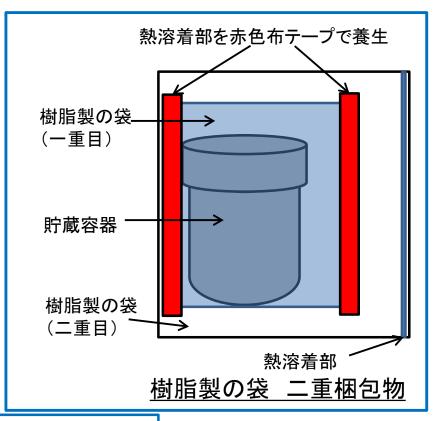


樹脂製の袋

強度物性 (カタログ値)

引張り強度	1470 N/cm² 以上
伸び	200%以上

貯蔵容器	寸 法	重量
ステンレス缶	直径:約11cm、高さ:約22cm	約0.5kg
アルミ缶	直径:約12.5cm、高さ:約25cm	約1.9kg





(AEA) 2.3 当該事象の発生した貯蔵容器について



(平成31年1月30日 21時40分頃 撮影)

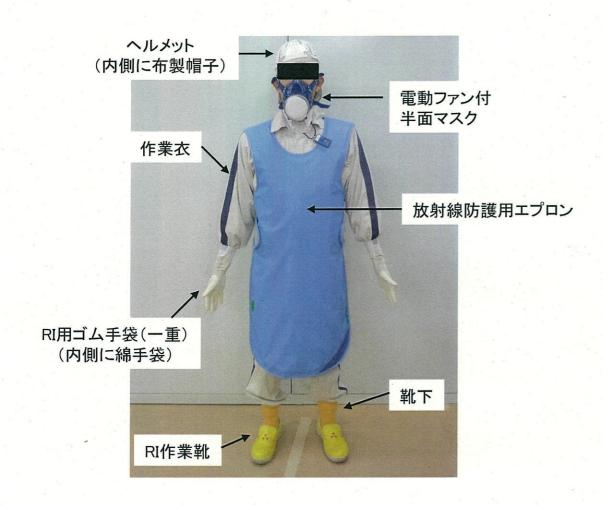
事象発生後の貯蔵容器の状態

樹脂製の袋の交換アイテム(H31.1.30)の情報

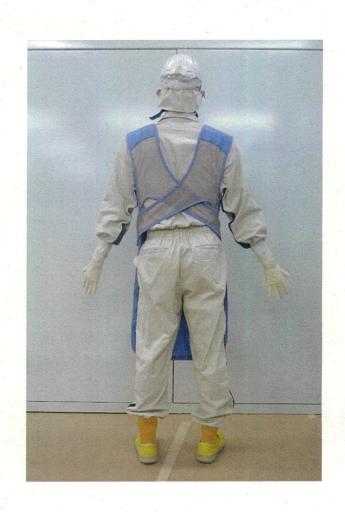
核物質防護の観点から マスキングを施しています。

容器材質	内容物	MOX重量(g)	Pu重量(g)	前回の樹脂製袋の交換日
アルミ缶	MOX粉末			H26.11.12
ステンレス缶	MOX粉末			H30.3.27

(JAEA) 2.4 事象発生時に作業員が着装していた防護具(1/2)



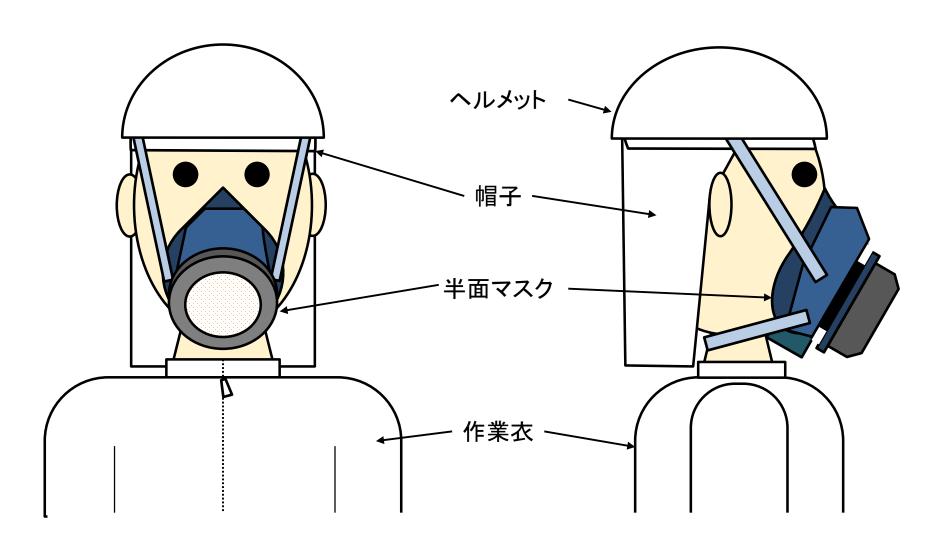




背面



(AEA) 2.4 事象発生時に作業員が着装していた防護具(2/2)



顔部の拡大図



2.5 α 線用空気モニタ $(\alpha-8)$ 警報吹鳴時の人員配置

A:D-16からD-8へ移動中

B:二重目溶着主作業

②:二重目溶着補助作業

①: 搬出作業後の後片付け

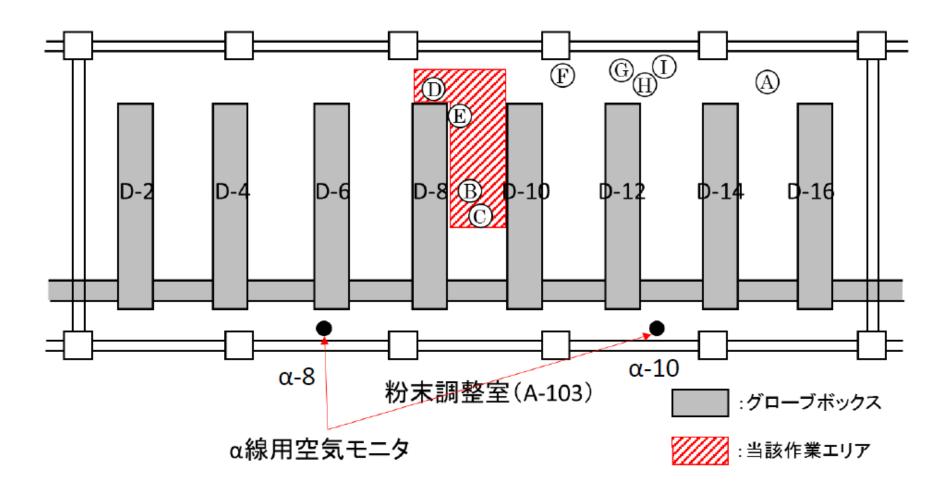
(Ē):グローブボックス内整理作業

F:D-16からD-8へ移動中

⑤:運搬作業の待機中

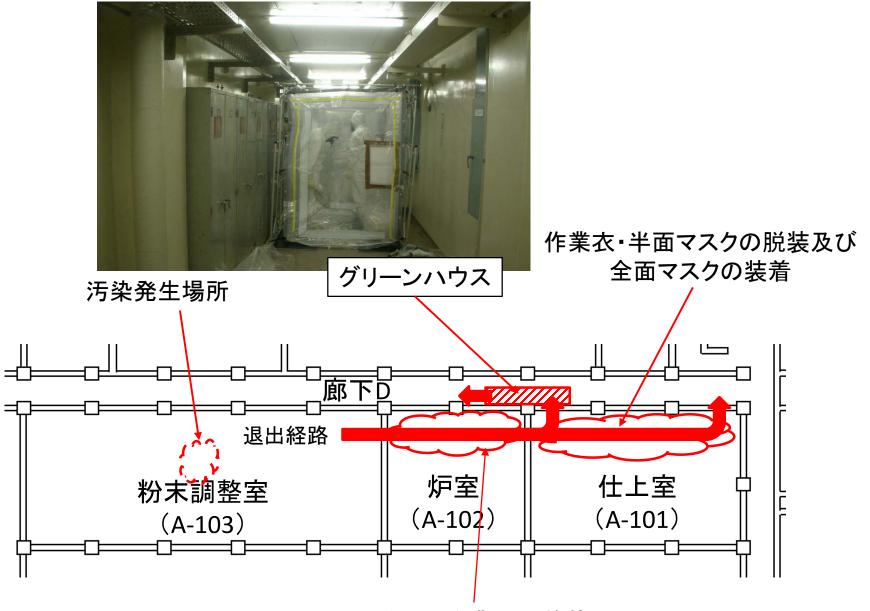
円:運搬作業の待機中

①: 運搬作業の待機中





(JAEA) 2.6 作業員の退出経路



二重目の作業衣の着装

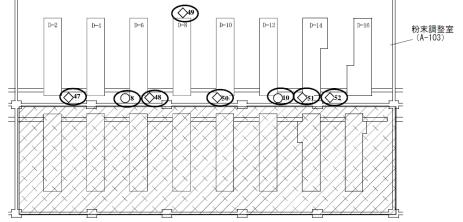


2.7 管理区域内の汚染の状況(1/4)

粉末調整室(A-103)の状況

空気中放射性物質の濃度

- 1月30日 事象発生時に、α線用空気モニタ(α-8、α-10)の指示値がそれぞれ9.1×10⁻⁷Bq/cm³、2.9×10⁻⁷Bq/cm³に上昇 (警報設定値: 7.0×10⁻⁸Bq/cm³)
- その後は安定し、ほとんど変動がない状態(α-8:9.8×10⁻⁷Bq/cm³、α-10: 2.9×10⁻⁷Bq/cm³)を継続
- 同日21時45分頃、 α 線用空気モニタ(α -8、 α -10)のろ紙を交換した結果、指示値がそれぞれ1.2×10⁻⁷Bq/cm³、3.7×10⁻⁸Bq/cm³まで低下

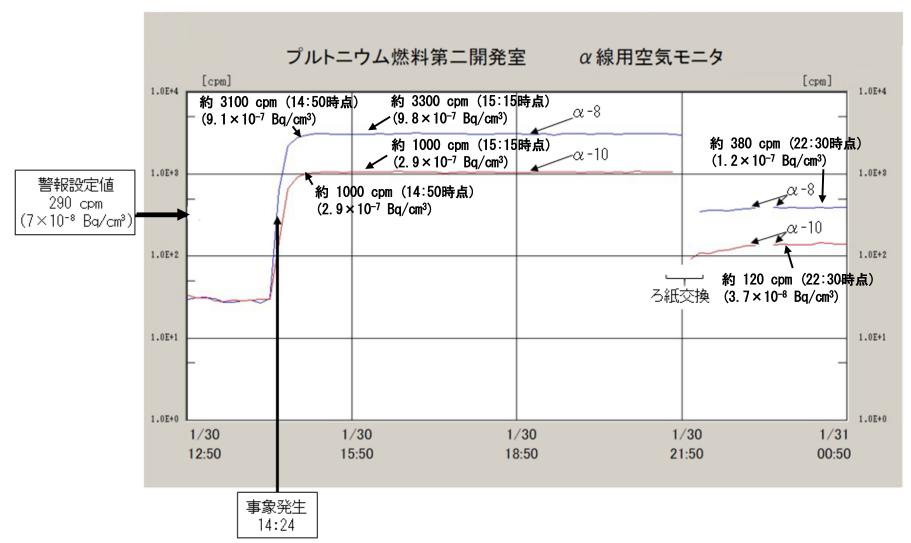




粉末調整室(A-103)の α 線用空気モニタ、及びエアスニファの位置



2.7 管理区域内の汚染の状況(2/4)



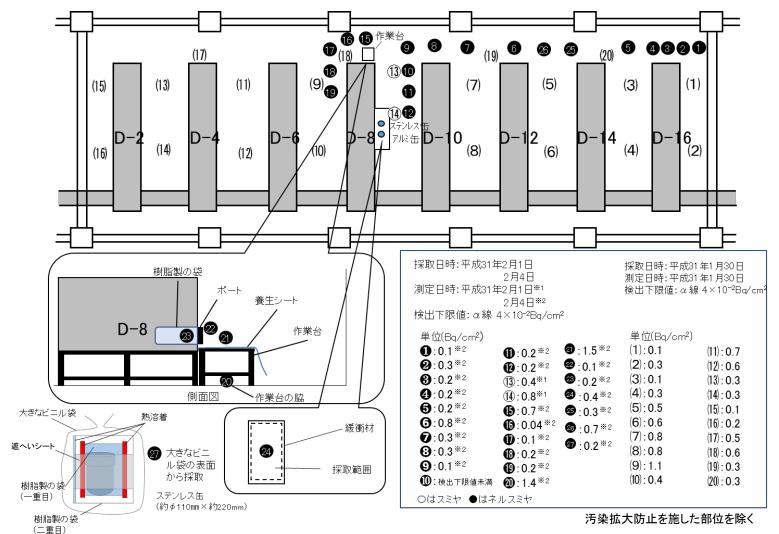
 α 線用空気モニタ(α -8、 α -10)指示値のトレンド



2.7 管理区域内の汚染の状況(3/4)

床面の汚染(表面密度)

粉末調整室(A-103)の床面、作業台等の汚染検査(スミヤ法)の結果、汚染拡大防止措置を施した部位を除き、最大で1.5Bq/cm²(α線)(作業台上)を確認した。



粉末調整室(A-103)の床面の汚染検査の結果(2月4日 17時現在)



2.7 管理区域内の汚染の状況(4/4)

退出経路の汚染状況

• 退出経路として使用した炉室(A-102)のエアスニファ(A/S-53)のろ紙及び仕上室(A-101)のエアスニファ(A/S-55、A/S-56)のろ紙を交換し測定した結果(採取日時;1月25日10時00分~1月30日21時45分)、いずれも管理目標値(7.0×10-8Bq/cm³)以下を確認

その他の汚染状況

以下のことから、汚染は施設内の管理区域の限定された範囲に留まっていることを確認

- 管理区域内の廊下は、汚染検査(スミヤ法)の結果、有意値が検出されないことを確認(1月30日23時45分頃)
- 1月25日~2月1日の期間に施設内のα線用空気モニタ、エアスニファのろ紙に捕集された空気中放射性物質(全α放射能)を測定した結果、全て管理目標値以下を確認。なお、粉末調整室(A-103)に接している粉末調整室(F-103)及びフィルタ室(C-215)のろ紙から検出下限値を超える値を検出した(最大でα:1.4×10-8 Bq/cm³(管理目標値の1/5))。それらの部屋の床・壁・天井の表面密度測定の結果は全て管理目標値(検出下限値(α:0.04Bq/cm²)に同じ)以下であった。
- 1月25日~2月1日の期間に同施設排気モニタのろ紙に捕集された空気中放射性物質を測定した結果、検出下限値(α:1.5×10⁻¹⁰Bq/cm³)未満であった。

- 事象発生時、プルトニウム燃料第二開発室の給排気設備は運転を継続し、管理区域内の負圧を正常に維持しており、周辺監視区域内のモニタリングポスト(空間ガンマ線量率)及びプルトニウム燃料第二開発室の排気モニタ(全α放射能)の指示値は全て通常の変動範囲内であった。
- 1月25日~2月22日の期間に同施設排気モニタのろ紙に捕集された空気中放射性物質を測定した結果、検出下限値(α:1.5×10⁻¹⁰Bq/cm³)未満であった。
- 1月29日~2月5日の期間に構内3か所に設置されたダストサンプラのろ紙に 捕集された空気中放射性物質(全α放射能)を測定した結果、空気中濃度は 通常の変動範囲内であった。

以上のことから、本事象による環境への影響はない。

2.9 作業員の汚染の状況

粉末調整室(A-103)退出後の身体汚染検査結果

〇粉末調整室(A-103)内で簡易な汚染拡大防止措置をした後、炉室(A-102)への退出後に実施した作業衣の脱装方法、汚染固定方法を判断するための簡易な身体汚染検査の結果、全員のRI用ゴム手袋、RI作業靴、作業衣及び一部の作業員の帽子に汚染があった。汚染拡大防止措置を施した部位以外の場所で測定された汚染は最大で1.2Bq/cm²(α線)であった。

(参考)法令に定める表面密度限度:4Bq/cm²(α線)。

- 〇作業員9名のうち5名の半面マスクフィルタ部に有意値を検出した。
- 仕上室(A-101)における、作業衣・半面マスクの脱装後の作業員の頭部(顔面、頭髪含む)、 首、上半身(下着)、下半身(下着)、手、足の汚染検査の結果、全員有意値は検出されな かった。このことから、皮膚汚染はないと判断した。
- 鼻腔汚染検査の結果、全員有意値は検出されなかった。また、半面マスクの面体内側に有 意値は検出されなかった。以上のことから、内部被ばくはないと判断した。



3. 事象発生場所の復旧

3.1 粉末調整室(A-103)内の汚染検査・除染作業(1/3)

- 1. 汚染検査・除染作業の概要
- 最初に、床の簡易除染を実施
- 天井、壁及び床を基本的に約2m×2m、グローブボックス外表面を3区画、側面を1区画 に区画化
- 除染前の汚染検査は、区画ごとに約10cm角の布による拭き取りを行い、拭き取った約 10cm角の布のダイレクトサーベイによって、表面密度を測定
- 除染は、水で湿らせた紙タオルを用いて、管理目標値(0.04Bq/cm²)以下となることを目 標に繰り返し実施

• 管理目標値以下にならない場所及び除染しづらい場所については、ビニルシートで養 生し汚染を固定

2. 汚染検査・除染作業の装備

- 全面マスク(電動ファン付き)
- マスクカバー*
- タイベックス一ツ(二重or三重*)
- RI用ゴム手袋(三重)
- シューズカバー(三重)
- * 天井の汚染検査及び除染作業を行う場合に装着



RI用ゴム手袋

(二重or三重)

(三重)

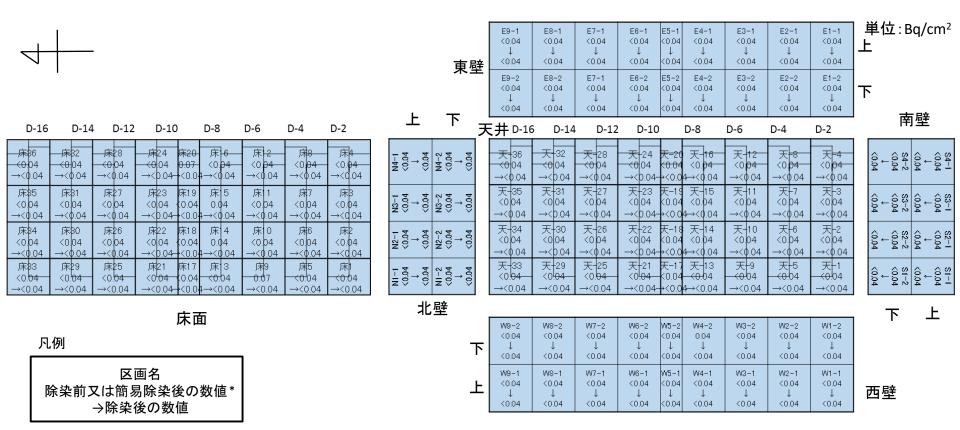
シューズカバー (三重)

全面マスク マスクカバー



3.1 粉末調整室(A-103)内の汚染検査・除染作業(2/3)

- 3. 床面、天井及び壁の汚染検査・除染作業
- 粉末調整室(A-103)内の床面、天井及び壁の除染作業の結果、全ての区画において表面密度が管理目標値(0.04Bq/cm²)以下であることを確認



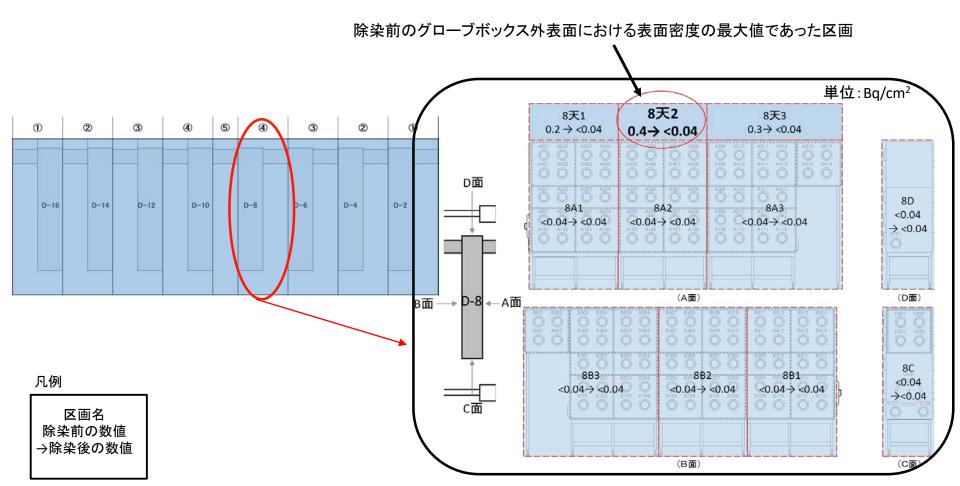
* 床面の数値は簡易除染後の数値を示す

粉末調整室(A-103)の床面、天井及び壁の除染前後の表面密度



3.1 粉末調整室(A-103)内の汚染検査・除染作業(3/3)

- 4. グローブボックス外表面の汚染検査・除染作業
- 粉末調整室(A-103)内の全てのグローブボックス外表面の除染作業の結果、全ての区画において管理目標値(0.04Bq/cm²)以下であることを確認



粉末調整室(A-103)のグローブボックス外表面の除染前後の表面密度



3.2 立入制限区域の解除

- 除染及びビニルシート養生による汚染固定後の粉末調整室(A-103)について、
- ① 放射線管理第1課員による汚染検査の結果、粉末調整室(A-103)内の表面密度が<u>管</u>理目標値 (0.04Bq/cm²)以下であること
- ② α線用空気モニタ(α-8、α-10)及びエアスニファの除染が完了し、粉末調整室(A-103) の空気中放射性物質濃度を適切に測定する環境が整ったこと
- ③ 粉末調整室(A-103)の空気中放射性物質濃度が、<u>管理目標値(7×10-8Bq/cm3)以下</u>であること
- を確認したことから、立入制限区域の設定基準である
 - ・表面密度が4 Bq/cm²を超え、又は超えるおそれがある場合
- ・空気中放射性物質濃度が7×10⁻⁷Bq/cm³を超え、又は超えるおそれがある場合という要件を解除できたと判断し、保安規定に定める手続きを経て、平成31年2月21日に**立入制限区域を解除した**。
- 今後、粉末調整室(A-103)は、自主的に入室を制限する。
- 点検作業等により入室が必要な場合には、念のため、防護装備(全面マスク、シューズカバー等)を装着したうえで入室する。
- 汚染固定部の除染については、特殊放射線作業により、適切な防護装備(当面は、 全面マスク、タイベックスーツ、シューズカバー等)を装着したうえで行う。



4. 原因及び再発防止対策



4.1 汚染発生及び空気汚染への拡大の原因

今回の立入制限区域設定に至る空気汚染事象に関して、ステンレス缶及び樹脂製の袋の観察、作業員への聞き取り調査及び作業場所における汚染状況により、以下の通り原因を特定した。

- 核燃料物質により汚れたグローブボックスで、貯蔵容器(ステンレス缶)を取り扱い、その表面の拭き取り作業を行わず、表面が汚れた状態でバッグアウト作業を行ったこと
- ○そのバッグアウト作業の最中にステンレス缶を動かす作業で、 樹脂製の袋を熱溶着装置のヘッド部先端に接触させ、樹脂製 の袋に穴を開け、それに気づかずにバッグアウト作業を継続し たこと
- ○バッグアウト作業後の梱包物(ステンレス缶を一重の樹脂製の 袋で梱包した物)表面の汚染検査をせずに二重梱包作業に移 行したこと



4.2 再発防止対策(1)

バックアウト作業における貯蔵容器表面の汚染を極力少なくするための対策



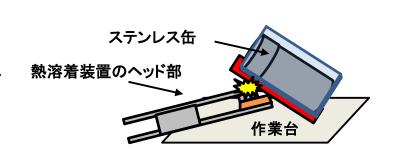
【対策】

- 貯蔵容器のバッグアウト作業は、汚れが少ないグローブボックスで実施する。また、当該グローブボックスの汚れを少ない状態で維持するために、グローブボックス内の清掃又は養生を実施する。
- やむを得ず、核燃料物質により汚れたグローブボックスでバッグアウト作業を行う場合は、グローブボックス内のバッグアウト作業エリアの養生または汚れを落としたうえで作業を実施する
- バッグアウト時の貯蔵容器表面の拭き取りを必ず行う。



4.2 再発防止対策(2)

バッグアウト作業中のステンレス缶を動かす作業で、熱溶着装置のヘッド部先端に接触し、樹脂製の袋に穴を開け、それに気づかずにステンレス缶を持って動かす作業を行い、汚染を拡大させたことへの対策



【対策】

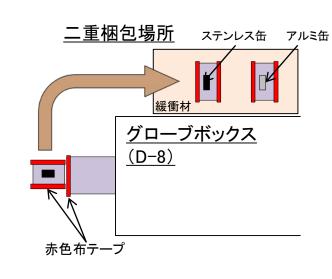
- バッグアウト作業において突起物等との接触がないように、熱溶着装置の ヘッド部先端及び作業場所の養生、並びに作業台に突起物を置かないことを 徹底する。
- バッグアウト作業では、むやみに梱包物を動かなさいように手順を見直す。
- 常に樹脂製の袋の損傷による汚染が発生しうるリスクがあることを考慮し、 汚染を拡大させない措置として、汚染空気が放出した場合でも、局所的にとど めるための措置を検討する。(例えば局所排気装置の使用)



4.2 再発防止対策(3)

ステンレス缶の温度は異常ではなかったが、作業者はステンレス缶が通常より熱いと感じた。それにもかかわらず、核燃料管理者へ連絡せず、バッグアウト作業後の梱包物表面の汚染検査を行わずに、二重梱包作業に移行したことで、広範囲に汚染を拡大させた。

※今回のステンレス缶の温度(70°C以下)では、樹脂製の袋の損傷には至らないことを、試験により確認した。



【対策】

- 通常と異なると感じたにもかかわらず、核燃料管理者への連絡を行わずに、汚染検査を省略してしまったことから、作業中に通常と異なる状態が認められた場合には、一人で判断せずに核燃料管理者に連絡すること、及び作業手順のホールドポイント遵守を徹底すること、を教育する。
- 当日の作業において留意すべき事項(発熱量・温度等)について、現場作業員が確実に理解するように、作業前のミーティングでの確認項目を改善する。
- 樹脂製の袋に対する熱の影響に関する教育を行う。

- 今回の立入制限区域設定に至る空気汚染事象に関しては、ステンレス缶及び樹脂製の袋の観察、作業員への聞き取り調査等に基づき、原因を究明し、その再発防止対策を策定した。
- 今後、この結果に基づき、対策を速やかに実施するとともに、 作業手順の改定及び教育・訓練を実施していく。
- また、策定した再発防止対策に関しては、機構全体に水平展開を行う。



5. 更なる改善事項の抽出



- 汚染発生事象に関しては、その原因を特定し、直接的な原 因に対する再発防止対策を策定した。
- 一方で、作業員の行動及び作業手順には、更なる改善事 項も抽出されている。
- 従って、更なる安全性の向上を図るために、汚染発生から 管理区域退出に至る行動及び関連する作業手順について 評価を実施している。
- また、当該評価の妥当性、更なる改善点の抽出の観点か ら、客観的な視点からの評価も実施している。
- 更なる改善事項の抽出に関しては、以下の三つの行動に 分けて評価を行っている。
 - 汚染が起こるまでの作業の流れとその行動
 - > 汚染発生から管理区域退域までの行動
 - ➤ 放管員や支援要員の行動



5.2 更なる改善事項の抽出の検討例(1/3)

(1)汚染が起こるまでの作業の流れとその行動について

〇バッグアウト作業

(抽出事項)

グローブボックスから貯蔵容器を引き出す際、搬出入ポートに当てる等することで、樹脂製の袋を損傷させる恐れがある。

(改善策)

グローブボックス内の貯蔵容器を作業台上に引き出した後、手部及び樹脂製の袋を汚染検査し、その後、樹脂製の袋の外観を観察し、傷の有無を確認することを作業手順に追加する。

○樹脂製の袋の交換作業

(抽出事項)

樹脂製の袋の交換作業は、汚染の可能性が比較的高いため、汚染を局所に留める措置を講じる必要がある。

(改善策)

汚染空気が放出した場合でも、局所的にとどめるための措置を検討する。 (例えば局所排気装置の使用)



5.2 更なる改善事項の抽出の検討例(2/3)

(2)汚染発生から管理区域退域までの行動

速やかな退出のための措置

(抽出事項)

ガイドラインで「基本的な考え方」として示された「内部被ばく及びその恐れのある場合は、汚染拡大を許容してでも、速やかに当事者を当該部屋から退出させる」の意図がマニュアルで明確には読み取れない。

(改善策)

ガイドラインに示した「基本的な考え方」を、マニュアルに明確に記載する。

<u>汚染拡大防止のための措置</u>

(抽出事項)

退出先での養生範囲が狭く、作業員同士のクロスコンタミがあった可能性がある。

(改善策)

退出先でのクロスコンタミを防止するための措置(養生方法)を検討し、今後の訓練の中で検証する。



5.2 更なる改善事項の抽出の検討例(3/3)

(3)放管員や支援要員の行動

<u>身体汚染検査</u>

(抽出事項)

身体汚染検査の記録を作成することになっているが、記録すべきタイミング及び記録作成に用いたメモ等の取扱いに関する明確な記載はない。

(改善策)

身体汚染検査の記録を作成する際に使用したメモは、エビデンスとして廃棄せず保管すべき場合もあることから、その適切な取扱いについてガイドライン、要領・手順書に明記する。

(抽出事項)

除染(脱装)後の身体汚染検査の手順について、下着や頭髪・耳等頭部の細かい部位の測定に関する注意点等は明確には記載されていない。

(改善策)

除染完了後、有意な皮膚の汚染は検出されないことを確認するための測定における留意点について、ガイドライン、要領・手順書の記載を補強することを検討する。



6. 今後の対応

今後の対応



- 〇 今回の汚染事象に対して策定した再発防止対策を確 実に実施する。
- 〇 上記、再発防止対策を機構全体に水平展開する。
- 〇 更なる安全性の向上に向けて、作業員の行動及び関連する手順の評価を行い、改善点の抽出及びその対策の検討を行う。
- 〇 策定した対策に関して、機構全体に水平展開する。



参考資料一覧

参考資料- 1:貯蔵容器のバッグアウト作業イメージ

参考資料- 2:樹脂製の袋に穴があいたときのイメージ

参考資料- 3:樹脂製の袋の破損試験

参考資料- 4:熱及び錆の影響

参考資料- 5:汚染物質の飛散量の評価

参考資料- 6:退出時の行動

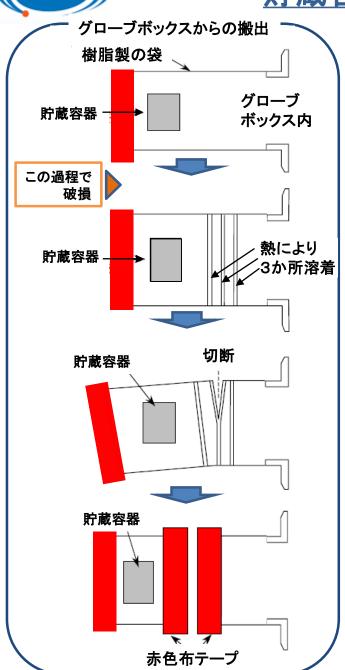
参考資料- 7:更なる改善事項の抽出

- (1)樹脂製の袋の準備作業から汚染が起こるまでの作業の流れとその行動 (検証作業中)
- (2)汚染発生から管理区域退域までの行動
 - ①粉末調整室(A-103) ⇒炉室(A-102) (検証作業中)
 - ②炉室(A-102)⇒仕上室(A-101) (放管員や支援要員の行動を含む) (検証作業中)
 - ③仕上室(A-101)⇒廊下⇒放射線管理室、仕上室(A-101)⇒グリーンハウス (放管員や 支援要員の行動を含む) (検証作業中)
 - ④グリーンハウス⇒放射線管理室 (放管員や支援要員の行動を含む) (検証作業中)

参考資料-8:燃料研究棟事故を受けた取組の検証:プルトニウム燃料技術開発センター における予防処置の検証・評価

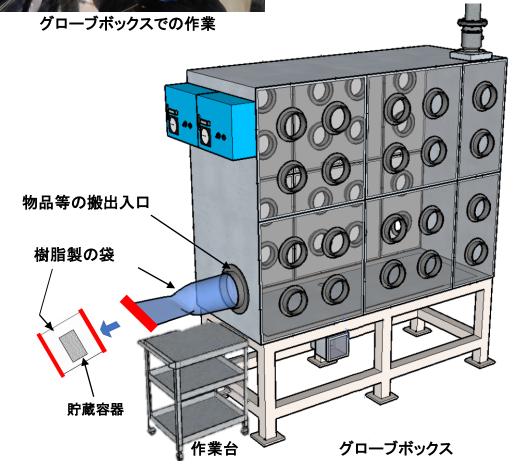


<u>貯蔵容器のバッグアウト作業イメージ</u>【参考資料-1】





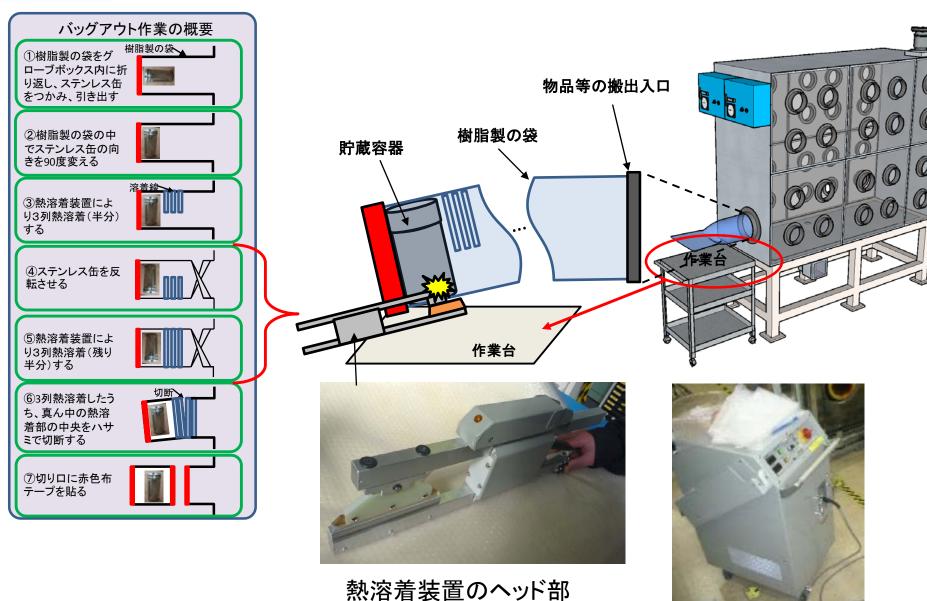
「グローブボックス」とは、核 燃料物質をボックス内に閉じ 込めて作業する設備。ボック ス内の作業を左図のように 手袋を介して行う。





樹脂製の袋に穴があいたときのイメージ

【参考資料-2】



熱溶着装置の本体



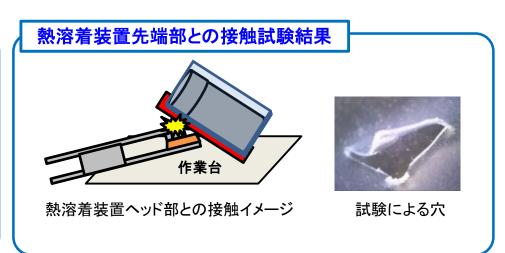
樹脂製の袋の破損試験

当日の状況を再現して、樹脂製の袋に熱溶着装置ヘッド部を接触させる試験を行い、汚染事象が発生した樹脂製の袋の穴と比較した。

汚染事象が発生した樹脂製の袋の穴







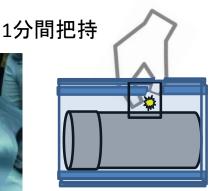
汚染事象が発生した樹脂製の袋の穴と類似した穴が確認されたことから、樹脂製の袋に穴が発生した原因は、熱溶着装置ヘッド部先端が接触した可能性が高い。



熱の影響

- ○ステンレス缶の表面温度(最大67℃)及び重量を模 擬した環境で、樹脂製の袋の損傷の確認を実施した。
- ○温度を約70℃、約80℃、約90℃にしたステンレス缶 の端部を把持し、1分間荷重をかけたが、傷及び穴は 発生しなかった。

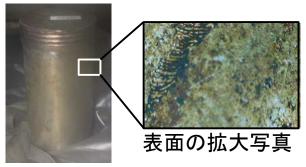




試験の状況

錆の影響

- 錆を模擬したステンレス缶を樹脂製の袋で梱包し、グローブボックスから缶を引き出 し、その際に発生する傷の確認を実施した。
- 試験の結果、樹脂製の袋に細かな擦り傷は発生したが、穴までには至らなかった。



ステンレス缶の錆の状況



模擬錆缶



試験後の樹脂製の袋



汚染物質の飛散量の評価

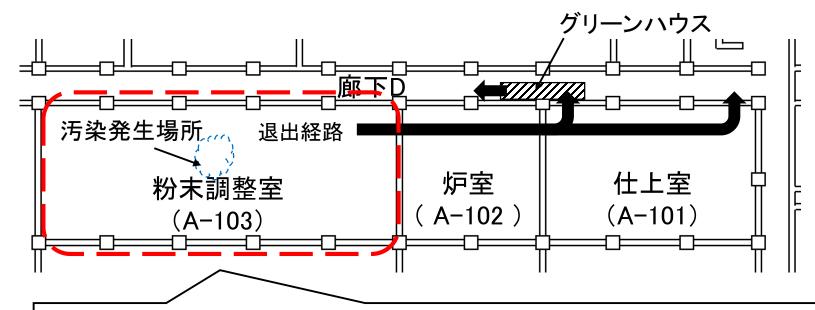
○ 粉末調整室(A-103)等の汚染検査結果に基づき、不確かさが大きい情報については保守性を考慮して、汚染物質の飛散量を以下の通り評価した。

粉末調整室(A-103)における汚染物質の飛散量の評価結果

	床	1.1 MBq	〜 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	壁・天井	0.5 MBq	- 倍の面積(表面の凹凸を保守的に考慮)に均等
床、壁、天井、グローブボックス 及び周囲の作業台等の表面汚染	グローブボックス	0.5 MBq	に広がっていると想定
	作業台等	0.1 MBq	局所的に表面汚染密度が高い場所の周囲1㎡ の範囲が同様に汚染していると想定
	計	2.2 MBq	
空気中放射性物質の量		0.6 MBq	放射線管理機器用の吸引口のろ紙の最大値の 10倍が放射線管理機器の吸引口、グローブボッ クスの給気フィルタ、粉末調整室(A-103)の排気 口へ移行したと想定
作業員の装備の汚染量	作業員の装備の汚染量		身体汚染が身体表面全体に広がっていると想定
計:汚染物質の飛散量		約3.0MBq(0.2r	mgPu相当)



退出時の行動(1/4)



ステンレス缶の二重梱包物の表面に汚染を確認

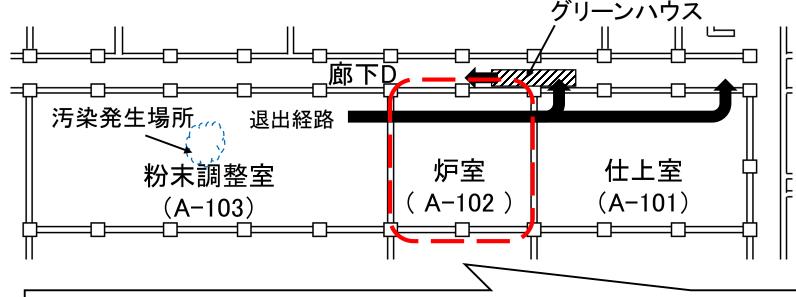
・作業員は、汚染が確認された二重梱包物を遮へいシートとともに大きなビニル袋に 入れて汚染拡大防止措置を行った。

α線用空気モニタの吹鳴

・作業員9名は、部屋の風上側に退避し、ダイレクトサーベイによる身体汚染検査を行うとともに可能な範囲で主要な汚染箇所の固定措置を実施した。



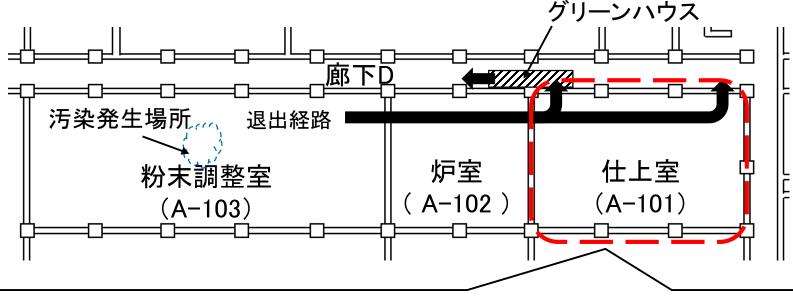
退出時の行動(2/4)



- ・放管員は、炉室(A-102)室内に養生シートで退避エリアを設置した。
- ・作業員9名は、粉末調整室(A-103)から炉室(A-102)の養生したエリアに順次退出した。
- ・1人目の作業員の身体汚染検査及び汚染箇所の固定措置に時間を要したため、残りの作業員8名について、高いレベルの汚染箇所の固定措置のみを行い、作業衣の上に二重目の作業衣を着用させることで汚染拡大防止を行った(作業員1名は仕上室(A-101)で着用)。



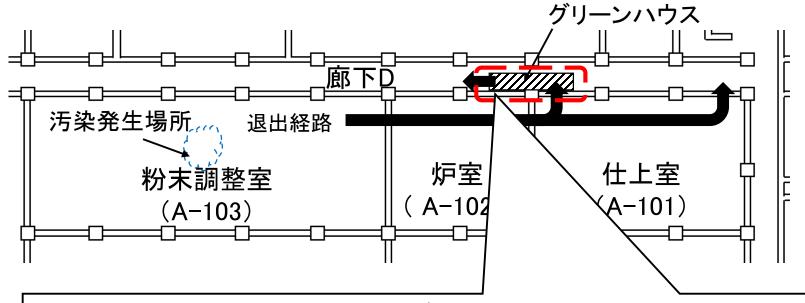
退出時の行動(3/4)



- ・放管員は、仕上室(A-101)室内に養生シートで汚染検査エリアを設置した。
- ・放管員は、養生完了後、炉室(A-102)より順次作業員を退出させた。
- ・放管員は、作業員の装備の脱装等(頭部・顔面の汚染検査、半面マスクから全面マスク への交換を含む)を実施した。
- ・放管員は、脱装後の作業員の頭部(顔面、頭髪含む)、首、上半身(下着)、下半身(下着)、手、足の身体汚染検査をダイレクトサーベイにより入念に実施し、有意値が検出されないことを確認した。
- ・作業員6名は、順次、仕上室(A-101)からグリーンハウスへ移動した。
- ・作業員3名は、仕上室(A-101)内で再度、念のため放管員による身体汚染検査が行われ、有意値が検出されないことの確認後、順次、廊下に退出した。その後、廊下で新しい作業衣を着装し放射線管理室(C-110)に移動した。



退出時の行動(4/4)



- ・作業員6名は、順次、仕上室(A-101)からグリーンハウスへ退出した。
- ・グリーンハウス内で、再度、念のためダイレクトサーベイによる身体汚染検査を行い、 有意値が検出されないことを確認し、新しい作業衣を着装させ、廊下に退出させた。 その後、放射線管理室(C-110)に移動した。

【放射線管理室(C-110)での行動】

- ・放管員は、作業員9名に全面マスクをずらして鼻スミヤを採取させ、検査を行い、有意値が検出されないことを確認した。
- ・その後、作業員9名は、全面マスクを脱装し管理区域より退出した。

更なる改善事項の抽出 (1)樹脂製の袋の準備作業から汚染が起こるまでの作業の流れとその行動(検証作業中)

	作業手順			三丁丁(15 米 0 元 以 44)	芸(ア / フ - フ : の 豆) (性)	7L **
目的	作業手順	確認事項	── 作業の実施状況 	評価(作業の妥当性) 	評価(マニュアルの妥当性)	改善改善
描明制の袋の占給(B				<u> </u>		
速やかに使用できる	・ 未使用樹脂製の袋及び未使用グローブの点検方法		・プルトニウム燃料第二開発室の管理区域の廊下に点検用樹脂製の袋を持ち込んだ。 ・樹脂製の袋に中に点検用ホースを挿入し、圧縮空気をふき込んだ上で作業員4名*により外観の目視点検を行い、左記に示すような異常がないことを確認した(点検数は5枚)。 ・粉末調整室(A-103室)に樹脂製の袋を持ち込み、樹脂製の袋の端面を熱溶着(1列)し、容易に剥がれないことを確認した。・樹脂製の袋に不良品はなく、マジックで開口部に点検年月日を記入した。 ・樹脂製の袋をロール状に巻き戻した後、汚染検査を実施し、汚染が検出されないことを確認した。 ・樹脂製の袋を廊下に持ち出した。 ・樹脂製の袋を廊下に持ち出した。 ・樹脂製の袋を廊下に持ち出した。	W1:溶着性確認の一端として行う樹脂製の 袋の端部の熱溶着作業は、樹脂製の袋が	M1:樹脂製の袋の点検に係る判定基準が曖 D H M2:点検者資格の要否不明 M3:点検中の汚染防止策の記載なし M4:製造年月日順に使用する仕組みがない M5:受入点検と使用前点検の区別が必要	W1:樹脂製の袋の端部の熱溶着作業は、汚染が検出されないことが確認されたビニルシート上で行う
不良品の誤用防止	・不良発見時の処置 ① 不良[構造上の欠陥]を発見したら、品質保証課へ連絡する ② 不良箇所は表示をするとともに誤用防止のためビード部(ポート取付部)を切り離す なお、樹脂製の袋については不良箇所を取り除いて、梱包材として使用してもよい		【上記の点検の結果、不良品なし】		M1:不良品は試し熱溶着に有効利用することの記載なし	M1:不良品は試し熱溶着に有効利用することができる
樹脂型の袋の管理(B						
使用前点検合格品の	│・未使用樹脂製の袋及び未使用グローブ等の保管場所を定め、保管場 │		・点検後の樹脂製の袋(合格品)は、保管場所として定めた廊下の キャビネット内の容器に保管した。	【マニュアルどおり実施】	M1:樹脂製の袋の保管中に汚染することを 防止する措置の記載なし	M1:合格品の樹脂製の袋は、汚染のおそれがない場所又は汚染のおそれがない容器内に保管する
 <mark>貯蔵容器の樹脂製の袋</mark>	 <mark>その交換依頼(核物質管理課)【平成30年12月25日】</mark>					
樹脂製の袋が使用に	月末に全ての貯蔵物を対象に、7kWdに到達する日を計算する。90日以内に7kWdに到達する貯蔵物があれば、計算結果を基に対象貯蔵物の所掌課と交換作業日時を調整し、「PVCバッグ交換依頼書」を発信し、樹脂製の袋の交換を依頼する。		・月末に全ての貯蔵物を対象に、7kWdに到達する日を計算し、90日以内に7kWdに到達する貯蔵物を確認した。 ・計算結果を基に対象貯蔵物の所掌課と交換作業日時を調整し、「PVCバッグ交換依頼書」(貯蔵容器の内容物の重量、プルトニウム含有率、発熱量等の情報を添付)を発信し、樹脂製の袋の交換を依頼した	₩1:交換依頼書により対象物の発熱量は伝達されるが、現場の作業員にはステンレ		【 <u>更なる改善】</u> <u>W1:現場の作業員に貯蔵容器表面の温度</u> <u>(目安)を周知する</u>
世に制み代させるさり			/			
個脂製の製文機の交換 作業体制を明確にする	準備(廃止措置技術課)【平成31年1月28日】・体制交換作業は主作業者、補助作業者の2人以上で行う。(ラージバッグの交換作業の場合は4人以上で行う)		・主作業者C、補助作業者Aの2名の体制により、樹脂製の交換作業を 行った。	【マニュアルどおり実施】	M1:汚染検査を行う補助作業者は、汚染のおそれがある作業を避ける必要がある	M1:補助作業者の作業内容、最低人員数を 見直す
域を設定し、当該エリア外に汚染を持ち出さないことを確実にする。また、樹脂製の袋の交換に必要	バッグポート下の床(踏み台を使用する場合は踏み台の上)に作業者の作業範囲を十分カバーする大きさの床養生用ビニルシートを敷き、必要に応じ作業台をセットし作業台養生用ビニルシートを敷く。なお、ビニルシートの外周にテープで縁取りをしている場合は、使用前にテープに浮き上がりや破れ等のないことを確認する。		・作業員A、Cは、グローブボックスNo.D-8の搬出入ポート下の床に床養生用ビニルシート(約3m×2m)を敷き、ビニルシートの外周テープに浮き上がりや破れ等がないことを確認した。 ・床養生用ビニルシートの上に作業台をセットし、その上に作業台養生用ビニルシート(縁取りテープなし)を敷いた。		M1:汚染拡大を防止するためのビニルシート使用前点検の記載なし	- M1: ビニルシート使用前は破れがないこと を確認する
な使用器材を準備する	サーベイメータ及び必要な器材を作業台又は近傍の作業性の良い位置に準備する。		・作業員A、Cは、サーベイメータ(2台)、樹脂製の袋及び交換用バング(予備含む)、クランプパッド、T型リング、ドライバ、ティッシュペーパー(以下、ペーパー)、紙タオル、アルコール、赤色布テープ、ポリ袋を作業台の棚又は床養生用ビニルシート上に準備した。		M1:サーベイメータは使用前点検済みであること	M1:使用前点検で健全性が確認されたサーベイメータを使用する
	万一、作業中に汚染等の異常が発生した場合に備え、新樹脂製の袋を装着したバングを準備する。 ・使用前点検 新樹脂製の袋の点検を「I-5グローブボックス用樹脂製の袋及びグローブの取扱い 3.1)未使用樹脂製の袋及びグローブの点検方法」 に従い実施する。 【未使用樹脂製の袋及びグローブの点検方法」】 下記に記載の使用上有害となりうるような欠陥が無いことを確認した上で使用する。なお、樹脂製の袋の点検については未使用樹脂製の袋に圧空をふき込み、バッグ内が空気で完全に満たされた状態で点検する。 (1) 樹脂製の袋 ① 気泡、異物の混入 ② ピンホール、傷(擦り傷、打傷) ③ 著しい変色 ④ オーバーシール、熱溶着不足 ⑤ 白色変色等の折目部の劣化		・作業員A、Cは、プルトニウム第二開発室廊下に設置したキャビネット内から受入点検に合格した樹脂製の袋を取り出した後、外観を確認した記に示すような異常がないことを確認した。 ・作業員A、Cは、第二開発室の廊下に設置したキャビネット内の未使用樹脂製の袋の保管場所から新樹脂製の袋を2本取り出し、粉末調整室(A-103)に持ち込んだ。 ・作業員A、Cは、新しい樹脂製の袋がロールの状態で外観を点検し、異常がないことを確認した。 ・作業員A、Cは、交換用バングの外観を点検し、バリ等の有害な傷がないことを目視点検した。 ・作業員A、Cは、新樹脂製の袋(2本)に交換用バングを取付けた。	所定の箱に保管していた受入点検合格品の樹脂製の袋の外観が、ロールの状態で 異常がなかったため、樹脂製の袋を伸ば して使用前点検を行わなかった	M1:樹脂製の袋の使用前点検の記載なし	M1:保管していた受入点検の合格品を使用する場合、使用前に樹脂製の袋を伸ばして外観点検を行う

目的	作業手順		佐娄 の宋栋建江	気圧 (佐業の立と性)	気圧 (フー・マルの変光性)	改善
日的	作業手順	確認事項	- 作業の実施状況 - 作業の実施状況	評価(作業の妥当性) 	評価(マニュアルの妥当性)	以善
樹脂製の袋の交換に 必要な器材を準備す る	カートンボックス用ポリエチレン袋を中に入れた、放射性可燃性固体廃棄物用及び難燃性固体廃棄物用カートンボックスをそれぞれ準備する。		・作業員A、Cは、床養生用ビニルシート上にカートンボックス用ポリエチレン袋を中に入れた、放射性可燃性固体廃棄物用及び難燃性固体廃棄物用カートンボックスを準備した。	【マニュアルどおり実施】		
10	部屋の入口に「樹脂製の袋交換等の作業中」の表示をする。		・作業員Aは、粉末調整室(A-103)の扉2か所に「樹脂製の袋交換等の交換等の作業中」の表示を行った。	【マニュアルどおり実施】	M1∶実施時期が不明確	M1:作業開始前に表示する
11	「樹脂製の袋交換作業時の安全上重要な確認記録」用紙を準備する。		・作業員Cは、「樹脂製の袋交換作業時の安全上重要な確認記録」用 紙を準備した。	【マニュアルどおり実施】		
取り外すポートカ バーの汚染の有無を 確認する	(廃止措置技術課) 【平成31年1月28日】 半面マスクを着用するとともに、RI用ゴム手袋(二重)を着用する。 主)ポートカバーを取外し、旧樹脂製の袋をグローブボックス内に押し込む。 補)ポートカバーの内側及び主作業者のRI用ゴム手袋(以下、「手」という。)を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認する。		・作業員A、Cは、半面マスクを着用するとともに、RI用ゴム手袋(二重)を着用した。 ・作業員Cは、グローブボックスNo.D-8の搬出入ポートに取り付けたポートカバーを取外した。 ・作業員Cは、樹脂製の袋をグローブボックス内に押し込んだ。 ・作業員Aは、ポートカバーの内側を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。 ・作業員Aは、作業員Cの手部を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。		が不十分 M2:床養生用ビニルシートに係る放射線	M1: 凹凸があるポートカバーは、ダイレクトサーベイ及びネルスミヤによる汚染検査を行うM2: 床養生用ビニルシートから退出する際及び機材を持ち出す際は、汚染検査を行う
交換用の新しい樹脂 製の袋の熱溶着線の 向きを上にして取り 13 付ける	主)新樹脂製の袋を装着したバングを、熱溶着線が上になるように搬出入用ポートに装着する。		・作業員Cは、新樹脂製の袋を装着したバングを、熱溶着線が上になるように搬出入用ポートに装着した。	【新たに想定した汚染リスク】 W1:樹脂製の袋の交換作業中に搬出入ポートを閉止するバングの締め付けが緩いと、汚染拡大リスクが高くなる	M1∶バングの使用前点検の記載なし	【更なる改善事項】 W1:新しい樹脂製の袋を搬出入ポートに装 着後、バングを軽く引張り、抜けないこ とを確認する M1:樹脂製の袋にバングを取り付ける前に バングの外観を確認する。
ことを確認しながら	主)「型リング又は0リングにクランプリングが取り付けられている場合は、このクランプリングを外す。 補)クランプリングを汚染検査し、汚染が検出されないことを確認し、さらにアルコールを付けたペーパーで拭き取る。		・作業員Cは、クランプリングを取り外した。 ・作業員Aは、クランプリングを汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。 ・作業員Aは、アルコールを付けたペーパーでクランプリングを拭き取った。	【マニュアルどおり実施】	M1:取外し方法が不明確 M2:汚染時の処置が不明確	M1:取外し方法を具体化する M2∶汚染時の処置を具体化する
15	主)Ⅱ型ポートの場合は、作業者側のT型リングを外す。 補)T型リングを汚染検査し、汚染が検出されないことを確認し、さらにアルコールを付けたペーパーで拭き取る。		・作業員Cは、手前側のT型リングを外した。 ・作業員Aは、T型リングを汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。 ・作業員Aは、アルコールを付けたペーパーでT型リングを拭き取り、 ポリ袋に廃棄した。	【マニュアルどおり実施】	M1:取外し方法が不明確 M2:汚染時の処置が不明確	M1:取外し方法を具体化する M2:汚染時の処置を具体化する
	主) ドライバを用いてクランプリングを外す。 補) クランプリングを汚染検査し、汚染が検出されないことを確認 し、さらにアルコールを付けたペーパーで拭き取る。		・作業員Cは、ドライバを用いてクランプリングを外した。	【マニュアルどおり実施】	M1:汚染時の処置が不明確	M1:汚染時の処置を具体化する
	主) クランプパットを外す。 補) クランプリングを汚染検査し、汚染が検出されないことを確認 し、さらにアルコールを付けたペーパーで拭き取る。		・作業員Cは、クランプパッドを外した。 ・作業員Aは、クランプパットを汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。 ・作業員Aは、アルコールを付けたペーパーでクランプパット拭き取り、ポリ袋に廃棄した。	【マニュアルどおり実施】	M1:取外し方法が不明確 M2:汚染時の処置が不明確	M1:取外し方法を具体化する M2:汚染時の処置を具体化する
18	主)旧樹脂製の袋のビード部の一部をドライバの先で静かに折り返し、指先で押さえる。 14)補)ドライバを汚染検査し、汚染が検出されないことを確認し、さらにアルコールを付けたペーパーで拭き取る。	・折り返す時、ポートに手を触れないように注意する。	・作業員Cは、旧樹脂製の袋のビード部の一部をドライバの先で折り返し、指先で押さえた。 ・作業員Aは、ドライバを汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。 ・作業員Aは、アルコールを付けたペーパーでドライバを拭き取った。	【マニュアルどおり実施】	M1:汚染時の処置が不明確	M1:汚染時の処置を具体化する
	主)旧樹脂製の袋のビード部全体を、T型リング又は0 リングよりも作業者側に静かに折り返す。 補)主作業者の手を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認する。	の袋取付けの際、噛み込む恐れがある(噛み込んでいると、旧グローブ引き抜き時に、新グローブも同時に引き抜いてしまう可能性があるため)。 ・ 旧樹脂製の袋のビード部が、T型リング又はOリ	・作業員Aは、「樹脂製の袋をT型リングの手前まで折り返しているこ	【新たに想定した汚染リスク】 W1:古い樹脂製の袋を折り返した際、ポートに汚染があると汚染空気が放出するお それがある	M1:汚染時の処置が不明確	【更なる改善】 W1:樹脂製の袋の交換作業は汚染の可能性が比較的高いことを考慮し、汚染空気が放出した場合でも、局所的にとどめるための措置を検討する M2:汚染時の処置を具体化する
り返して露わになっ たポート表面の汚染	主)露出したポートの汚染チェックのためペーパーをタンポ状にして 半周ずつ拭く。 補)拭き取ったペーパー及び主作業者の手を汚染検査し、汚染が検出 されないことを確認する。	よい。	・作業員Cは、作業員Aからタンポ状にしたペーパーを受け取り、露出したポートを半周ずつ拭き取った。 ・作業者Cは、汚染検査で使用したタンポ状にしたペーパーをポリ袋に廃棄した。 ・作業員Aは、拭き取ったタンポ状にしたペーパーを2度に渡り汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。 ・作業員Aは、作業員Cの手部を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。 ・作業員Aは、「樹脂製の袋の折り返し後のポート部に汚染が検出されないこと」【ホールドポイント】を確認し、記録した。	【マニュアルどおり実施】		M1:サーベイメータの測定面とタンポの位置が目視できるよう、測定面は横向きとする M2:汚染時の処置を具体化する
しい樹脂製の袋を取	主) 旧樹脂製の袋の折り返し作業で汚染が検出された場合は、アルコールをつけたペーパーを用いてポートを除染する。除染後は上記の手順に戻る。 補) 主作業者の手を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認する。	・ポート部の除染は、上部から下部に向かって一度 にふき取り、常に新しいペーパーを用いることで汚 染の拡大を防ぐ。			M1:除染したペーパの廃棄方法を具体化する M2:汚染時の処置が不明確	M1:除染で使用したペーパは、拭き取り面を内側にして折りたたむ M2:汚染時の処置を具体化する

846	作業手順		作类。 中华北边	==7.Tr	==/T (7L *
目的	作業手順	確認事項	- 作業の実施状況 - 作業の実施状況	評価(作業の妥当性) - -	評価(マニュアルの妥当性)	改善改善
	主)新樹脂製の袋のビード部をポートの根元までかぶせる。補)主作業者の手を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認する。	膨らんでいないこと。また、旧樹脂製の袋のビード	元までかぶせた。 ・作業員Aは、作業員Cの手部を汚染検査し、汚染が検出されないこと	【マニュアルどおり実施】	M1:手部の汚染検査方法を具体的に記載する必要がある M2:汚染時の処置が不明確	M1:手部の汚染検査は片手ずつ行う M1:手部の汚染検査は指の間の汚染を想定 し、指を広げて汚染検査する M2:汚染時の処置を具体化する
23	主)クランプパッドを取り付ける。 補)主作業者の手を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認す る。	いないことを触って確認し、「チェックリスト」に結果を記録する。	を確認した。 ・作業員Aは、「クランプパットが旧樹脂製の袋に噛み込んでないこ	【マニュアルどおり実施】	M1:汚染時の処置が不明確	M1:汚染時の処置を具体化する
24	主)クランプリングを取り付け、前後に力を入れて動かしてもずれなくなるまでドライバで締める。補)ドライバ、主作業者の手及びポート周辺を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認し、さらにドライバはアルコールを付けたペーパーで拭き取る。	うに締める。また、クランプリングを前後に動かしてもずれないことを確認する。	バで締めた。 ・作業員Cは、クランプリングが旧樹脂製の袋を噛んで膨らんでいないことを確認した。 ・作業員Aは、作業員Cの手部及びポート周辺を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。	【マニュアルどおり実施】	M1:汚染時の処置が不明確	M1:汚染時の処置を具体化する
	主)バングを取外す。 補)バングを汚染検査し、汚染が検出されないことを確認し、さらに アルコールを付けたペーパーで拭き取る。		・作業員Cは、バングを取り外した。 ・作業員Aは、バングを汚染検査し、汚染が検出されないことを確認 した。 ・作業員Aは、アルコールを付けたペーパーでバングを拭き取った。	【マニュアルどおり実施】	M1:汚染時の処置が不明確	M1:汚染時の処置を具体化する
26	主)新樹脂製の袋を引き出して十分たるませ、旧樹脂製の袋のビード 部(II型の場合は、ビード部手前のカフ部)を掴みポートからゆっくり 引き離す。 補)主作業者の手を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認す る。		・作業員Aは、作業員Cの手部を汚染検査し、汚染が検出されないこと	【マニュアルどおり実施】	M1: 旧樹脂製の袋を一度に引き抜くとクランプリングがずれることがあるので注意する必要がある	
27 ことを確認しながら	主)クランプリングが緩んでいないことを確認する。		・作業員Cは、クランプリングを増し締めし、緩んでないことを確認した。	【マニュアルどおり実施】	M1:緩んでないことの確認方法が不明確	M1:クランプリングをドライバで増し締め する
新しい樹脂製の袋を 固定する 28	主)新樹脂製の袋にT型リング又はO リングを取付け、必要に応じてクランプリングで締め付ける。 補)ドライバ及び主作業者の手を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認し、さらにドライバはアルコールを付けたペーパーで拭き取る。		・作業員Cは、新樹脂製の袋にT型リングを取り付け、次いでクランプリングをドライバで締めた。 ・作業員Aは、作業員Cの手部を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。 ・作業員Aは、アルコールを付けたペーパーでドライバを拭き取った。	【マニュアルどおり実施】	M1:手部の汚染検査方法を具体的に記載する必要がある	M1:手部の汚染検査は片手ずつ行う M1:手部の汚染検査は指の間の汚染を想定 し、指を広げて汚染検査する
29	主)新樹脂製の袋を折りたたんでポート内に入れ、ポートカバーを取り付ける。 補)グローブに手を入れ、樹脂製の袋がグローブボックス内に引き込まれないように補助する。		・作業員Cは、新樹脂製の袋を折りたたんでポート内に入れ、ポートカバーを取り付けた。 ・作業員Aは、グローブに片手を入れ、樹脂製の袋がグローブボックス内に引き込まれないように補助した。	【マニュアルどおり実施】	M1:樹脂製の袋の引き込まれ防止方法が不明確	M1:樹脂製の袋をロール状にし捩じった上でポートカバーを取り付ける
作業員の身体に汚染 が検出されないこと を確認する	補)主作業者の全身汚染検査を行い、汚染が検出されないことを確認する。 補)作業台の上及び床の養生用ビニルシート上を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認する。 補)自身の全身汚染検査を行い、汚染が検出されないことを確認する。 補)作業用サーベイメータの検出面を全身汚染検査用サーベイメータで汚染検査し、汚染が検出されないことを確認する。	コールを付けたペーパーで拭き取る。		【マニュアルどおり実施】	M1:全身サーベイは、相互に行わないと背面の汚染検査が不十分になる	M1:全身の汚染検査は、相互サーベイで行う
31	主)二重目のRI用ゴム手袋及び半面マスクを外す。 補)二重目のRI用ゴム手袋及び半面マスクを外す。		・作業員Cは、二重目のRI用ゴム手袋及び半面マスクを外した。 ・作業員Aは、二重目のRI用ゴム手袋及び半面マスクを外した。	【マニュアルどおり実施】		
使用機材に汚染が検 出されないことを確 認し、所定の場所に 片付ける	主)後片付けを行う。		・作業員A及びBは、使用した機材を所定の場所へ戻した。	【マニュアルどおり実施】		

	作業手順					an 美
目的	作業手順	確認事項	- 作業の実施状況 	評価(作業の妥当性) 	評価(マニュアルの妥当性)	改善改善
	F前の作業 貯蔵室(核物質管理課)【平成31年1月30日午前】 中の 自主管理エリアから出るときは、手部、靴底の汚染検査を入念に行い、汚染が検出されないことを確認する。また、自主管理エリア I から自主管理エリア II へ移動する際にも、手部、靴底の汚染検査を行うこと。 貯蔵室から退出する場合は、シャッタ手前のハンドフットクローズモニタで汚染検査を実施する。		・作業員G、Hは、貯蔵室において線量率測定作業を実施した。 ・作業後、作業員G、Hは、自主管理エリアIIを出る際、半面マスク、 手部、身体(鉛入りエプロン含む)、靴底を汚染検査し、汚染が検出 されないことを確認した。 ・作業員G、Hは、貯蔵室から退出し、ハンドフットクローズモニタで RI用ゴム手袋、靴底(足をずらして2回)、身体(放射線防護エプロ ン含む)、ヘルメットに汚染が検出されないことを確認した。また、 靴全体を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。 ・作業員G、Hは、廊下において放射線防護用エプロン及びRI用ゴム手 袋を外した。なお、RI用ゴム手袋は、再利用するためキャビネット内 に入れた。	【マニュアルどおり実施】	M2:ハンドフットクローズモニタでの汚染 検査において足を2回ずらして実施するこ	M1:自主管理エリア I での汚染検査場所を 図に明記する。 M2:ハンドフットクローズモニタでの汚染 検査では、足を2回ずらして実施している ことから明記する
汚染発生当日の 工程室外への汚 大防止 34	F前の作業 粉末調整室 (A-103) (廃止措置技術課) 【平成31年1月30日午前】 A		・作業員A、B、C、D、E、Fは粉末調整室(A-103)のグローブボックスNo.D-16において、グローブ作業により設備調整作業を実施した。・上記の作業員は、作業後、RI用ゴム手袋、身体(放射線防護用エプロン含む)、半面マスクを汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。また、自主管理エリア退出の際は、その都度靴底汚染検査を行い、汚染が検出されないこと確認した。・上記の作業員は、ハンドフットクローズモニタで手部、靴底(足をずらして2回)及び身体を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。また、靴全体を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。また、靴全体を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した後、粉末調整室(A-103)を退出した。	【マニュアルどおり実施】		
	出し/運搬(核物質管理課)【平成31年1月30日午後】 全防 管理区域入域の際は、カバーオール、帽子、靴下、綿手袋、RI作業靴、ヘル メットを着用すること。		・作業員G、H、Iは、カバーオール、帽子、靴下、綿手袋、RI作業 靴、ヘルメットを着用し、管理区域に入域した。(RI作業靴及びヘルメットは午前中と同じもの)	【マニュアルどおり実施】	M1:管理区域に保管されているヘルメット を使用することがある	M1:管理区域に保管されているヘルメット を使用する場合の記載を追記する
作業内容及びホードポイントの確認 びに安全対策の研			・作業員G、H、Iは、KYを実施した。危険のポイントに対する対策は、以下のとおり。 1) 核物質は両手で取り扱う。 2) ゆっくり作業する。 3) 声を掛け合う。	【マニュアルどおり実施】		
37 蔵棚から移動予算 貯蔵容器を取りと	<u>t</u>		・作業員G、H、Iは、半面マスク、放射線防護用エプロン、RI用ゴム 手袋(二重)、シューズカバーを着用した。	【マニュアルどおり実施】		
し、運搬車に収約	財蔵棚内側のダイレクトサーベイ及びスミヤろ紙又はネルスミヤで汚染検査を実施する。なお、空間線量が高い場所でダイレクトサーベイが実施できない場合は、スミヤろ紙等で拭き取った後、当該スミヤろ紙等のダイレクトサーベイを空間線量の低い場所で実施する。		・作業員G、H、Iは、運搬車と共に貯蔵室に入室し、自主管理エリア Ⅱに移動した。 ・作業員G、Hは、自主管理エリア I に移動し、作業員Gは貯蔵棚周囲 の床にビニルシートを敷き、作業員Hは汚染検査の準備を行った。 ・作業員Gは、貯蔵棚内側をスミヤろ紙で拭き取り、作業員Hに渡し た。 ・作業員Hは、スミヤろ紙を空間線量の低い場所でダイレクトサーベ イし、汚染が検出されないことを確認した。	【マニュアルどおり実施】	明確でない M2:貯蔵棚周囲の床にビニルシートを敷い ているが記載がない	M1:自主管理エリアIでの汚染検査場所を 図に明記する M2:貯蔵棚周囲の床にビニルシートを敷く ことを追記する M3:汚染時の処置を具体化する
39	貯蔵物の表面をネルスミヤで汚染検査を実施する。 汚染検査は樹脂製の袋の折り目部まで入念に実施する。また、ネルス ミヤのダイレクトサーベイは、空間線量の低い場所で実施する。		・作業員Gは、アルミ缶を収納した樹脂製の袋を左記に示すようにネルスミヤで拭き取り、作業員Hに渡した。 ・作業員Hは、採取したネルスミヤを空間線量の低い場所でダイレクトサーベイし、汚染が検出されないことを確認した。	【マニュアルどおり実施】	明確でない	M1:自主管理エリア I での汚染検査場所を 図に明記する M2:汚染時の処置を具体化する
40	核燃料物質を貯蔵棚から取り出し、核燃料物質のID番号が核物質移動 確認票のID番号と一致していることを、計量管理担当者を含む2名が それぞれ確認する。		・計量管理担当者の作業員G、Hは、貯蔵棚からアルミ缶を取り出し、 アルミ缶のID番号が核物質移動確認票のID番号と一致していることを 確認した。	【マニュアルどおり実施】		
41	1アイテムを取扱う毎に手部の汚染検査を実施する。なお、空間線量が高い場所でダイレクトサーベイが実施できない場合は、空間線量の低い場所で実施する。		・作業員Gは、アルミ缶を作業員Hに渡した後、空間線量の低い場所で 手部をダイレクトサーベイし、汚染が検出されないことを確認した。 ・作業員Hは、受け取ったアルミ缶を自主管理エリアIIで待機してい た作業員Iに渡し、作業員Iは、アルミ缶を運搬車に収納した。 ・作業員G、H、Iは、空間線量の低い場所で手部をダイレクトサーベ イし、汚染が検出されないことを確認した。	【マニュアルどおり実施】	明確でない	M1:自主管理エリアΙでの汚染検査場所を 図に明記する M2:汚染時の処置を具体化する
42	自主管理エリアから出るときは、手部、靴底の汚染検査を入念に行い、汚染が検出されないことを確認する。また、自主管理エリアⅠから自主管理エリアⅡへ移動する際にも、手部、靴底の汚染検査を行うこと。		・作業員G、H、Iは、自主管理エリア I または II を出る際、その都度 <u>手部及</u> び靴底の汚染検査を入念に行い、汚染が検出されないことを確認した。	【マニュアルどおり実施】	明確でない	M1:自主管理エリアIでの汚染検査場所を 図に明記する M2:汚染時の処置を具体化する
43	ビニルシートを使用した場合は、ビニルシートの汚染検査を実施する。		・ 作業員Gは、空間線量の低い場所でビニルシート表面及びビニルシート表面を拭き取ったネルスミヤを汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。 ・ 貯蔵棚からステンレス缶を取り出す作業においても、アルミ缶と同様の手順で実施した。	【マニュアルどおり実施】	M1:汚染検査後のビニルシートの保管場所について記載がない M2:汚染時の処置が不明確	M1:ビニルシートの保管場所を明記する M2:汚染時の処置を具体化する
44	工程室より台車等を出すときは、必ず車輪のダイレクトサーベイを行 う。		・ 作業員G、Hは、自主管理エリアⅡに移動した後、運搬車の車輪を ダイレクトサーベイし、汚染が検出されないことを確認した。 ・ 作業員G、Hは、自主管理エリア外に移動した後、工程室から運搬 車を出すため運搬車の車輪をダイレクトサーベイし、汚染が検出され ないことを確認した。	【マニュアルどおり実施】	を持ち上げて通過しているが記載がない	M1:扉等の段差がある場所では、台車を持ち上げて通過することを明記する M2:汚染時の処置を具体化する
45	貯蔵室から退出した場合は、シャッタ手前のハンドフットクローズモニタで汚染検査を実施する。		・ 作業員G、H、Iは、ハンドフットクローズモニタで手部、靴底(足をずらして2回)及び身体(鉛入りエプロンを含む)に汚染が検出されないことを確認した。 ・ 作業員Iは、運搬車を廊下へ搬出した。	【マニュアルどおり実施】	M1:ハンドフットクローズモニタでの汚染 検査において足を2回ずらして実施するこ とが記載されていない	

	D.#	作業手順			三丁丁 / / 學 〇 元 以 料)	== /m /	74. ¥
	目的	作業手順	確認事項	- 作業の実施状況 	評価 (作業の妥当性) 	評価(マニュアルの妥当性)	改善改善
	粉末調整室 (A-103)に	おける作業準備 (廃止措置技術課) 【平成31年1月30日午後】					
	作業内容及びホール ドポイントの確認並 びに安全対策の確認	作業前にKYを行うこと。		・ 現場責任者の作業員Eは、TBMにて作業内容を周知した。貯蔵容器の樹脂製の袋を交換する作業に係る周知内容は、以下のとおり。 ✓ 3本の貯蔵容器を受入れ、樹脂製の袋(二重)を交換する。 ✓ 作業は2回に分ける。1回目は2本。高線量ステンレス缶1本を含む。	【マニュアルどおり実施】	M1:現場責任者は、ステンレス缶の表面温度が高いことを作業員に周知しなかった	【本汚染事象に係る改善】 M1:当日の作業において留意すべき事項 (発熱量・温度等)について、現場作業 員が確実に理解するように、作業前の ミーティングでの確認項目を改善する。
46				✓ 2回目は1本。1回目の2本を貯蔵室に貯蔵後、行う。 ✓ 鉛入りエプロンを着用。高線量ステンレス缶のバッグアウトは遮へいシートを用いる。 ・ 作業員A~Fは、KYを実施した。危険のポイントに対する対策は、以下のとおり。 1) ゆっくり確実に汚染検査する。 2) 試し熱溶着してから行う。 3) 保護手袋を着用し、行う。			
	うため、穴が開いて ないRI用ゴム手袋を 着用する	・RI用ゴム手袋の使用前点検 RI用ゴム手袋のカフ部端を左右の手でつまみ、弧をえがくように 2,3回、回転させて空気を入れ、カフ部を押えて空気の漏れが無い ことを確認する。なお、点検時に以下の欠陥が発見された場合は使用 せずに所定の容器に廃棄する。 1)ピンホールがあるもの 2)使用上有害と思われるもの 3)その他、作業者が特に不安に感じる欠陥のあるもの		・作業員A~Fは、左記に示す使用前点検を行い、異常がないことを確認したRI用ゴム手袋(再利用品)及び鉛入りエプロンを着用した。	【マニュアルどおり実施】	M1:判定基準が不明確	M1:判定基準の明確化
48		カバーオールの袖口を1.5回転するくらいの長さの紙テープ又はレガテープ(以下、「紙テープ」という。)を用意する。		・ 作業員A~Fは、テープカッターで適当な長さのレがテープを切り取った。	【マニュアルどおり実施】		
49		綿手袋を着用し、RI用ゴム手袋のカフ部を持って静かに手を挿入する。			【マニュアルどおり実施】		
50		カバーオールの袖口をRI用ゴム手袋のカフ部で包み用意した紙テープで止める。なお、紙テープの片端を少し折り曲げておくと外し易い。		・ 作業員A~Fは、左記に示すようにRI用ゴム手袋をテープで固定した。	【マニュアルどおり実施】		
51		2重目には、原則としてゴム手袋(薄手)を着用する。		【RI用ゴム手袋二重着用作業に該当せず】			
		前点検(廃止措置技術課)【平成31年1月30日午後】 ・バッテリーチェック		・ 作業員Cは、当該工程室のサーベイメータ6台について左記に示す	「フー」フェビャル中体	M1:×1レンジにしないとバッテリー	M1:×1レンジ合わせを記載する
	め、使用前にサーベ	【TCS-215】計数レンジを×1 とし、BATT CHECK の釦を押してメータ 指示が緑色帯内を指示していることを確認する。 SOURCE CL. バッテリーチェック時メータ指示状態		使用前点検を行い、1台が動作不良であることを確認し、同室作業者に周知した。 ・作業員Cは、動作不良のサーベイメータをグローブボックスBo. D-6 の通路脇の台に隔離した。		チェックができない M2:動作不良が発生した際の処置の記載な し	M2:動作不良品の識別・隔離を記載する
53		・バックグラウンドチェック 近くに線源のないことを確認し、 【TCS-215】計数レンジを×1としてバックグラウンドを測定する (基本的には計数しない)。 【TGS-231、232】計数レンジを100 にし、バックグラウンドを確認する。(計数しないこと) 【TCS-215】 【TCS-215】 【TCS-215】 【TCS-215】 【TCS-231、232】 バックグラウンドチェック時メータ指示状態		・作業員Cは、サーベイメータ5台について計数しないことを確認した。	【マニュアルどおり実施】		

	作業手順					
目的	作業手順	確認事項	──── 作業の実施状況 	評価 (作業の妥当性) 	評価(マニュアルの妥当性)	改善改善
54	ハ)外観等チェック 外観、ケーブル等の破損によるノイズがないことを確認する。 また、検出面を蛍光灯に向けしゃ光膜が破損していないか確認する。		・作業員Cは、サーベイメータ5台について計数しないことを確認した。	【マニュアルどおり実施】		
55	正)動作チェック 点検用線源を用いて、表示された線源強度 (dpm) 付近の指示値を示すことを確認する。		・作業員Cは、サーベイメータ5台について線源と同等の指示値を示すことをを確認した。	【マニュアルどおり実施】		
	点検用線源 動作チェック ・【TCS-215】計数率レンジ切替えスイッチを使用するレンジの位置 に合わせる。 【TCS-231, 232】○▲ ○▼ スイッチを押して使用するレンジを選択する。 【TCS-215】 【TCS-231, 232】 **********************************			【マニュアルどおり実施】 (バッテリーチェックで実施)		
グローブ汚染の早期 発見 57	・始業前点検 樹脂製の袋及びグローブをグローブボックス外に引き出しながらサー ベイメータにより汚染が検出されないことを確認する。汚染が検出されなければピンホール、裂傷、ひび割れ、変色、表面の肌荒れ等を目 視により確認する。樹脂製の袋については溶着部のはがれについても 目視確認を行う。		・ 作業員A、B、C、Fは、グローブボックスNo.D-16において成形機及 び運搬台車の設備調整を行った。このうち、作業員A、Fはグローブ作 業を行った。(左記に示すグローブの始業前点検の結果は異常なし)	【マニュアルどおり実施】		
グローブの損傷防止 58	・手の入れ方 グローブに手を入れる場合は、グローブボックス内の機器等に不用意 に接触させたり、グローブのカフ部に余分な力を加えてグローブを傷 つけることが無いようにゆっくりと行う。		・作業員A、Fは左記に示すようにグローブに手を入れ、作業を行った。	【マニュアルどおり実施】		
	・手の抜き方 グローブから手を抜く場合は、右手で左手の(あるいは左手で右手 の)指ハンド部をつかみ左手の手首までをグローブボックス内で抜き 取り、同様に反対側のグローブについても手首まで抜き取った後、 ゆっくり手を抜く。手を抜いた直後に負圧でグローブがボックス内に 引き込まれ、機器等に不用意に接触しないよう注意する。(引き出し たグローブは手首の部分で折り返しておくと、再び手を入れる場合に 入れ易い。)その後、手及び腕等を入念に汚染検査する。		・ 作業員A、Fは、グローブ作業終了の都度左記に示すグローブ作業 後点検を行い、異常がないことを確認した。	【マニュアルどおり実施】		
汚染コントロール区	ウト作業準備(廃止措置技術課)【平成31年1月30日午後】 バッグポート下の床(作業架台を使用する場合は作業架台の上)に作業者の作業範囲を十分カバーする大きさの床養生用ビニルシートを敷たテース。。 床養生用ビニルシート上に作業台をセットする。	作業台養生用ビニルシートの外周に張り付け プに浮き上がりや破れ等のないことを確認す	・作業員Dは、グローブボックスNo.D-8の搬出入ポート下の床に養生用ビニルシート(約3m×2m)を敷き、ビニルシートの外周テープに浮き上がりや破れ等がないことを確認した。 ・作業員Dは、床養生用ビニルシート上に緩衝材を貼った作業台を設置した。		M1:汚染拡大を防止するためのビニルシート使用前点検の記載なし M1:作業台の仕様が不明確	- M1:ビニルシート使用前は破れがないことを確認する M1:作業台は搬出入物品が落下するおそれのない大きさであること
搬出入物品と作業台 の接触による樹脂製 の袋の損傷を防止す る	作業台の上に緩衝材を準備し、その上に作業台養生用ビニルシートを 緩衝材だ 敷く。	が準備されていること。	・作業員Dは、緩衝材(エアキャップ四重及び厚さ3mmのゴム板)を 貼った作業台の上に養生用ビニルシート(二重)を敷いた	【マニュアルどおり実施】	M1:緩衝材の材質、厚さが不明確	M1:推奨する緩衝材を例示

	作業手順					改善
目的	作業手順	確認事項	・ 作業の実施状況 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	評価(作業の妥当性) - -	評価(マニュアルの妥当性)	改善改善
バッグイン・バッグ アウトに必要な機材 を準備する			・作業員Dは、熱溶着装置、サーベイメータ、ハサミ、赤色布テープ、遮へい用のシート、キムタオル、ビニル袋、ペーパー、エチルアルコールを作業台の下又は床に敷いた床養生用ビニルシート上に準備した。 ・作業員Dは、サーベイメータを作業台の下の引き出しに準備した。	W1:樹脂製の袋の損傷に備え、予備の樹脂 製の袋及びバングを準備する必要がある	M1: 床養生用ビニルシートを出る際の汚染 検査専用のサーベイメータを置くことの 記載なし M2:サーベイメータは使用前点検済みであ ること	W1: バッグイン・バッグアウトを行う際 は、樹脂製の袋及びバングの予備を準備する。 M1: 床養生用ビニルシートを出る際の汚染検査専用のサーベイメータを置く M2: 使用前点検で健全性が確認されたサー
搬出物品と床の接触 による樹脂製の袋の 64 損傷防止 作業体制確立			・作業員Dは二重梱包場所の床に床養生用ビニルシートを敷き、その上に緩衝材を敷いた。 ・作業員Eは、作業員CとDにアルミ缶及びステンレス缶の樹脂製の袋		M1∶緩衝材の材質、厚さが不明確 M2∶床養生用ビニルシートの設置場所が不 明確	ベイメータを使用する M1:推奨する緩衝材を例示 M2:二重梱包エリアは、バッグアウト作業台上、又はバッグアウトエリアの近傍とする
65			のバッグインを指示した。		M:熱次芝牡果のないじの美生な記の記載	M1: 熱次芝壮哭の佐田並は、A.ルドの芝生
窓路看装直の健主性及び適切な溶着時間66 を確認する	適正な溶着時間は気温、被溶着ビニルの材質・厚さにより異なるので事前に試し溶着を行い最良の時間に設定する。		・作業員Eは、使用前点検用の樹脂製の袋を用いて熱溶着装置の試し 熱溶着を行い、熱溶着装置が正常であること及び熱溶着時間の設定値 が適切であることを確認した。		MI・熱溶有装直のヘットの養生確認の記載なし	M1:熱溶着装置の使用前は、ヘッドの養生 を確認する
同室作業者の内部被 ばく防止 67	作業者は、全員半面マスクを着用する。	同室作業者に作業を周知する。	・作業員Dは、設備調整を行っていた同室作業者の作業員A、B、F及び 貯蔵容器の運搬待ちをしていた作業員G、H、Iの半面マスク着用を確 認した。	【マニュアルどおり実施】		
貯蔵容器及びそれを	交 <mark>容器の運搬/引き渡し(核物質管理課、廃止措置技術課) 【平成31年1月30</mark> 計量管理担当者は、核燃料物質を運搬車等に積み、核物質移動確認票 の示す受入グループまで移動する。	日午後】	・計量管理担当者の作業員G、Iは、半面マスクを着用し、運搬車とともに粉末調整室(A-103)に入室した。 ・計量管理担当者の作業員Hは、伝票処理後、半面マスクを着用し、粉末調整室(A-103)に入室した。 (運搬車移動中、接触する等、通常と異なる事象は発生していない)	【マニュアルどおり実施】		
貯蔵容器を引き渡 69 し、核物質移動確認 票に示す臨界管理ユ ニット内に受け入れ			・作業員Dは、作業員Gから核物質移動確認票を受け取り、アルミ缶及びステンレス缶のID番号を確認した。 ・作業員Dは、核物質移動確認票にサインし、作業員Gから受入側控え			
られることを確認す る 70	のサインをもらい、核燃料物質を受け渡すとともに、受入側控えを渡す。		を受け取った。 ・作業員Gは、運搬車からアルミ缶を取り出し、作業員Dに渡した後、手部を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。 ・作業員Dは、受け取ったアルミ缶をグローブボックスNo.D-8の搬出入ポートに取り付けた樹脂製の袋の中に入れた。 ・作業員Gは、運搬車からステンレス缶を取り出し、作業員Dに渡した後、手部を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。 ・作業員Dは、受け取ったステンレス缶をグローブボックスNo.D-8の樹脂製の袋の中に入れた。 ・作業員Dは、手部を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。			
運搬車内の汚染の有 無を確認する。 71	運搬車等使用後の運搬車等内部の汚染検査をダイレクトサーベイ及び スミヤろ紙等で実施する。なお、空間線量が高い場合は、空間線量が 低い場所で実施すること。		・作業員Gは、ダイレクトサーベイ及びスミヤろ紙で運搬車内の汚染 検査を行い、汚染が検出されないことを確認した。		M1:自主管理エリアΙでの汚染検査場所が 明確でない。	M1:自主管理エリアIでの汚染検査場所を 図に明記する。
取り外すポートカ バーの汚染の有無を 確認する 72	ポートカバーを取り外し、ポートカバーの内側を汚染検査し、汚染が 検出されないことを確認する。	ポートカバーの内側の汚染検査を行い汚染が検出されないことを確認する。	カバーの内側を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。	W1:バッグイン作業は、汚染の可能性が比 較的高いため、汚染を局所に留める措置	時期が不明確	M1: 床養生用ビニルシートの汚染管理開始を記載 M2: 凹凸があるポートカバーの汚染検査は、ダイレクトサーベイ及びネルスミヤで行う 【更なる改善】 W1: 汚染空気が放出した場合でも、局所的にとどめるためのための措置を検討す
	折り畳まれた樹脂製の袋をゆっくりと引き出した後、始業前点検を行い、樹脂製の袋表面の汚染及び外観上に異常がないことを確認する。	クス用樹脂製の袋及びグローブの取扱い」参照	・作業員Dは、樹脂製の袋をグローブボックス外に引き出しながら外観を確認するとともに、樹脂製の袋表面を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。		M1:樹脂製の袋に穴が開いた場合、引き出 した後では汚染が拡大するおそれがある	M1:樹脂製の袋は、引き出しながら汚染検査する
汚染が検出されない ことを確認しながら 樹脂製の袋を損傷し ないように物品を搬 入する		シワがあるとシールが不完全になるのでシワが無いように折り返すと共に、熱溶着するとき溶着部に張力がかからないように少し余裕を持たせる。	・作業員Dは、樹脂製の袋を折り返して袋(約70cm)を作り、シワを伸ばした後に手部を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。		M1:搬入物品の突起等により樹脂製の袋を 傷付けるおそれがある M2:樹脂製の袋の折り返し範囲が不明確 M3:作業者の手部の汚染検査が未記載	M1:搬入物品を樹脂製の袋に挿入する前は、搬入物品の養生の必要性について確認する M2:樹脂製の袋の折り返しは、搬入物品を収納するのに十分な余裕を持たせ、搬入物品挿入後に袋を引き出すことで長さを調整する M3:樹脂製の袋の折り返し後、手部の汚染検査を行う

目的		確認事項	作業の実施状況 - 作業の実施状況	評価(作業の妥当性)	評価(マニュアルの妥当性)	改善
汚染が検出されない ことを確認しながされ 搬入物品が収納を溶着 する	折り返しの端から 1 ~ 2 cmのところを熱溶着装置により完全にシールする。	・シール部に張力がかからない程度に内部の空気を 追い出してからシールする。 ・シールを行う際、熱溶着装置の溶着部分が樹脂製 の袋からのはみ出しは 2cm以内に留める。 ・加熱中及び加熱直後はシール部が軟化しているの	・作業員Eは、使用前点検用の樹脂製の袋を用いて熱溶着装置の試し熱溶着を行い、熱溶着装置が正常であること及び熱溶着時間の設定値が適切であることを確認した。 ・作業員Dは、アルミ缶及びステンレス缶を入れた樹脂製の袋の中の空気を手で追い出した後、樹脂製の袋のうりを伸ばした。 ・作業員Eは、左記に示すとおり樹脂製の袋の片側の熱溶着を行い、作業員Dは、溶着部に張力がかからないよう樹脂製の袋を保持した。 ・作業員Dは、作業員Eから熱溶着装置のヘッドを受け取り、左記に示すとおり樹脂製の袋のもう片側の熱溶着を行い、作業員Eは、溶着部に張力がかからないよう樹脂製の袋を保持した。 ・作業員D、Eは溶着部の外観を観察し、左記に示すような異常がないことを確認した。	【新たに想定した汚染リスク】 ₩1:作業台で貯蔵容器を回転させると樹脂 製の袋を損傷するリスクが高くなる	M2:シール部に汚れ又は異物があると汚染の発生、拡大につながる M3:熱溶着中に樹脂製の袋に張力を発生させないための手順が未記載 M4:熱溶着装置のヘッドを樹脂製の袋にぶつける M5:熱溶着面保護の赤色布テープ養生が未記載 M6:熱溶着不良の判定基準が不明確 M7:熱溶着不良時の処置方法が未記載	W1: 熱溶着作業時に貯蔵容器を回転させることを禁止する。(やむを得ない場合は、回転作業の都度、汚染検査を義務付ける。) M1:空気を追い出す際は手で軽く抑えるようにする M2:熱溶着前に、溶着部に汚れ又は異物の
	熱溶着が終了したら溶着部及びヘッドの電極部を汚染検査し、汚染が 検出されないことを確認し、さらに電極部はアルコールをつけたペー パーで拭き取る。		・作業員C、Dは赤色布テープを用いて溶着面を養生した。	【手順省略】 電極部は汚染検査し、異常がないことから、アルコールをつけたペーパーで拭き 取らなかった		M1:熱溶着を終了し、熱溶着装置を片付ける際は、アルコールをつけたペーパーにより電極部を拭き取る
	搬入物品をグローブボックス内に引き入れ、物品が挿入してある側の 樹脂製の袋をハサミで切り、搬入物品を取り出す。 搬入物品 熱溶着部 (GB内 約 3cm 開放側ビニルバッグ	・開放側の樹脂製の袋を切らないよう溶着部から3 cm位離れたところから切り離す。 ・搬入物品が重いときは、物品を取り出したのち に、不要の樹脂製の袋を切り取る。	・作業員Eは、手部の汚染検査を行い、汚染が検出されないことを確認し、グローブに両手を入れた。(グローブの始業前点検は異常なし) ・作業員Dは、作業台上のアルミ缶及びステンレス缶を搬出入ポートからまとめてグローブボックス内に挿入した。 ・作業員Eは、作業員Dからアルミ缶及びステンレス缶を受け取り、グローブボックス内に引き入れた。 ・作業員Eは、樹脂製の袋の先端をハサミで切断し、アルミ缶及びステンレス缶を取り出した後、不要の樹脂製の袋をハサミで切断した。・作業員Eは、古い樹脂製の袋(二重目及び一重目)をアルミ缶、ステンレス缶の順にハサミで切断し、本体を取り出した。	【マニュアルどおり実施】	M3:誤って熱溶着面を切断した際の対応手順の記載なし	れ、突起物等の有無を確認する M2:グローブ作業者による物品の受け取り 及び切断を記載する
汚染が検出されない ことを確認しながら グローブボックス内 の樹脂製の袋をグ ローブっボックス外 に引き出す 78	樹脂製の袋をグローブボックス外にゆっくりと引き出し、汚染検査で 汚染が検出されないことを確認した後、綺麗に折りたたむ。		 (バッグイン中、樹脂製の袋に何か接触した感覚はない)	【新たに想定した汚染リスク】 W1:樹脂製の袋に収納した搬入物品をグローブボックス内に挿入する際、搬入物品を搬出入ポートに当てる等し、樹脂製の袋を損傷するおそれがある	M1:続けて作業する場合の手順が未記載	【更なる改善】 W1:樹脂製の袋をグローブボックス外に引き出した後、手部及び樹脂製の袋を汚染 検査し、異常がなければ樹脂製の袋の外 観を観察し、傷の有無を確認する M1:続けて作業する場合の手順を記載する
	樹脂製の袋	・バッグアウトする物品の表面に汚れがある場合は、綺麗に拭き取る。 ・鋭利な物品、重量物、突起のある物品の場合は、グローブボックス内で確実に養生されていることを確認すること。 ・バッグアウトする物品の線量率を測定し、必要に応じて鉛エプロンの着用や遮へいを施す。 ・樹脂製の袋にキズが発見された場合は、シール後切り離すか、新しい樹脂製の袋と交換する。	16の自主管理エリア境界で靴底を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した後、グローブボックスNo. D-8に移動した。	【新たに想定した汚染リスク】 W1:グローブボックスから搬出物品を引き 出した際、搬出入ポートに当てる等し、 樹脂製の袋を損傷するおそれがある	M2:樹脂製の袋が損傷した際の処置が不明瞭	【更なる改善】 W2:グローブボックス内の貯蔵容器を作業 台上に引き出した後、手部及び樹脂製の 袋を汚染検査し、異常がなければ樹脂製 の袋の外観を観察し、傷の有無を確認す る M1:バッグアウト前に貯蔵容器の蓋が確実 に閉じていることを確認する。 M2:樹脂製の袋に傷又は汚染を確認した場 合、当該部位に赤色布テープを貼る。負 圧状態に維持することを最優先とし、樹 脂製の袋を熱溶着するかグローブボック ス内にゆっくりと挿入する
熱溶着した際の溶着 部にムラができない ようにするため樹脂 製の袋のシワを伸ば す	樹脂製の袋のシワを十分に伸ばす。		・作業員B、Dは樹脂製の袋のシワを十分に伸ばした。	【マニュアルどおり実施】		M1:樹脂製の袋の熱溶着及びその後の汚染 検査を確実に行うため、溶着部並びに搬 出物品表面のシワを伸ばす

凡例 W∶作業 M∶マニュアル

	作業手順		作業の実体化に	57年(佐業の京火州)	気体 (マー・マルので火性)	改善
目的	作業手順	確認事項	- 作業の実施状況 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	評価(作業の妥当性) - -	評価(マニュアルの妥当性)	改 善
樹脂製の袋から排物品を切り離すが熱溶着を行う	 股出 下図のように3列熱溶着する。 間隔は1 c m位がよい 3	さえる。	D側に向けた。 ・作業員Dは、左記に示すとおり、樹脂製の袋のもう片側を3列溶着	<u>を確認する</u>	M2:シール中に樹脂製の袋に張力を発生させると溶着部が伸びて樹脂製の袋が破れる M3:シール不良の判定基準が不明確	【更なる改善】 W1:熱溶着後、搬出物品側の樹脂製の袋が 搬出物品に密着していること(空気流入に より膨らみがないこと)を目視確認する M1:シール前に、シール部に汚れ又は異物 の有無を確認する M2:シール中に樹脂製の袋に張力を発生さ せないように樹脂製の袋を保持する M3:シール状態の限界見本を掲載する
熱溶着装置のへ、 を収納するため? 82 が検出されない。 を確認する			・作業員Cは、ヘッドの電極部を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。 ・作業員Dは、溶着部を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。	電極部は汚染検査し、異常がないことか ら、アルコールをつけたペーパーで拭き	染検査を行っている。アルコールをつけ	M1: 熱溶着を終了し、熱溶着装置を片付ける際は、アルコールをつけたペーパーにより電極部を拭き取る。
汚染させないよう 樹脂製の袋の溶え をハサミで切断で 83	うに 音部 する 切る 一切る 一般出物品 GB内	・切り口には、手を触れないようにする。	・作業員Bは、3列溶着したうち、真中の溶着面の中央をハサミで切断し、作業員Dは、これを補助した。	【新たに想定した汚染リスク】 W1:樹脂製の袋の切断面が汚染していることを想定し、溶着面の切断者は切断後、 手部の汚染検査が必要	載 	【更なる改善】 W1:溶着面の切断者は切断後、手部の汚染 検査を行う M1:切断中の樹脂製袋の保持方法を具体的 に記載 M2:切断面に触れてはいけないことを記載
樹脂製の袋の切り が汚染し、当該さ を想定し、当該さ に赤色布テープを る	部位 制	・赤色布テープは熱溶着面の保護の目的を兼ねるため、溶着部の全体を覆うように、またシワや浮きが生じないように十分に密着させる。	・作業員Cは、作業台の脇でハサミを汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した後、濡れ紙タオルに包み、作業台の中段に置いた。・作業員Cは、左記に示すようにグローブボックス側の樹脂製の袋の切断面に赤色布テープを貼り、作業員Dは樹脂製の袋を保持し、補助した。 ・作業員Bは、アルミ缶を少し浮かせて180度回転し、切断面を作業員C側に向けた。 ・作業員Cは、左記に示すようにアルミ缶側の樹脂製の袋の切断面に赤色布テープを貼り、作業員Bは樹脂製の袋を保持し、補助した。	【マニュアルどおり実施】		M1:赤色布テープを貼った後、手部の汚染 検査を行う
材に汚染が検出る	用機 赤色布テープ、バッグアウトした物品の表面及びハサミを汚染検査され し、汚染が検出されないことを確認し、さらにハサミはアルコールをする つけたペーパーで拭き取る。	・高線量物の影響でサーベイメータが計数する場合 (α線を遮断する紙などを間に入れて確認) は、高 線量対応のサーベイメータを使用するか、スミヤ法 を用いる。	・作業員Cは、樹脂製の袋の切断面(両側)を養生した赤色布テープを汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。 ・作業員Bは、ネルスミヤを用いてアルミ缶を収納した樹脂製の袋表面を拭き取った。	W1:搬出物品側の樹脂製の袋が破れた状態 でネルスミヤの拭き取り作業を行うと汚	る拭き取りは、作業終了後に念のために	【更なる改善】 W1:樹脂製の袋の汚染検査前に、搬出物品側の樹脂製の袋が搬出物品に密着していること(空気流入により膨らみがないこと)を目視確認する M1:ハサミを片付ける際は、アルコールをつけたペーパーによりハサミを拭き取る。

目的	作業手順	確認事項	作業の実施状況	評価 (作業の妥当性)	評価(マニュアルの妥当性)	改善
マスト で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	は を に ウ ・グ 樹脂製の袋	・バッグアウトする物品の表面に汚れがある場合は、綺麗に拭き取る。 ・鋭利な物品、重量物、突起のある物品の場合は、グローブボックス内で確実に養生されていることを確認すること。 ・バッグアウトする物品の線量率を測定し、必要に応じて鉛エプロンの着用や遮へいを施す。 ・樹脂製の袋にキズが発見された場合は、熱溶着後切り離すか、新しい樹脂製の袋と交換する。	・作業員Eは、グローブボックス内のステンレス缶を搬出入ポートの 樹脂製の袋内に少し挿入した。 ・作業員Dは、樹脂製の袋に手を入れ、搬出入ポート付近でステンレ ス缶の蓋を掴み、樹脂製の袋端の手前まで引き出して縦置きにした。 ・作業員Dは、ステンレス缶を樹脂製の袋の形状に合わせて収納する ため、樹脂製の袋の端をステンレス缶の側面側に90度ずらし、ステン	W1:核燃料物質により汚れたグローブボックスで、貯蔵容器を取り扱い、その表面の拭き取り作業を行わず、表面が汚れた状態でバッグアウト作業を行った 【新たに想定した汚染リスク】 W2:グローブボックスから搬出物品を引き	M2: 樹脂製の袋が損傷した際の処置が不明瞭	【本事象を受けた改善】 ・バックアウト作業における貯蔵容器表面の汚染を極力少なくするための対策 1) 貯蔵容器のバッグアウト作業は、汚れが少ないグローブボックスの汚れを少ない状態で維持するために、グローブボックス内の清掃及び養生を実施する 2) やむを得ず、核燃料物質により汚れたグローブボックスでブボックス内の清掃及び養生を実施する 2) やむを得ず、核燃料物質により汚れたグローブボックスでバッグアウト作業エリアの養生または汚れを一ででで、グローブボックス内の所蔵容器表面の拭きを下でででででででででででででででででででででででででででででででででででで
熱溶着した際の 熱溶着した際の 部にムラができた ようにするためれ 製の袋のシワをイ	t脂 l			【マニュアルどおり実施】		M1:樹脂製の袋の熱溶着及びその後の汚染 検査を確実に行うため、溶着部並びに搬 出物品表面のシワを伸ばす
樹脂製の袋から掘物品を切り離すが熱溶着を行う	間隔は1cm位がよい 3 搬出物品 1, 2, 3の順で熱溶着するのが望ましい	・補助作業者は、熱落着いいいいと物のは、熱変を行うには、熱変を表すでは、熱変を表すでは、熱変を表すでは、熱変を表すでは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないの	・作業員Bは、ステンレス缶を持ち上げて180度回転し、未溶着面を作業員D側に向けた。 ・作業員Dは、左記に示すとおり、樹脂製の袋のもう片方を3列溶着し、作業員Bは、溶着部に張力がかからないよう樹脂製の袋を保持した。 ・作業員B、Dは溶着部の外観を観察し、左記に示すような異常がないことを確認した。 ・作業員Bは、ステンレス缶を持ち上げて180度回転し、元の向きに戻した。 ・作業員Cは、ステンレス缶の回転の際は、遮へい用のシートを一時的に取り外した。	W1:バッグアウト作業中のステンレス缶を動かす作業で、熱溶着装置のヘッド部先端に接触し、樹脂製の袋に穴を開け、それに気付かずにステンレス缶を持って動かす作業を行い、汚染を拡大させた【新たに想定した汚染リスク】 W2:熱溶着中の樹脂製の袋の損傷の有無を早期に発見するため、熱溶着後、搬出物品側の樹脂製の袋が負圧状態であることを確認する	M2:シール中に樹脂製の袋に張力を発生させると溶着部が伸びて樹脂製の袋が破れる M3:シール不良の判定基準が不明確	W1:バッグアウト作業において突起物等との接触がないように、熱溶着装置のヘット部先端及び作業場所の養生、並びに作業台に突起物を置かないことを徹底するW1:バッグアウト作業では、むやみに梱包物を動かさないように手順を見直すW1:常に樹脂製の袋の損傷による汚染が発生しうるリスクがあることを考慮し、汚染を拡大させない措置として、汚染空気が放出した場合でも、局所的にとどめるための措置を検討する 【更なる改善】 W2:熱溶着後、搬出物品側の樹脂製の袋が搬出物品に密着していること(空気流入により膨らみがないこと)を目視確認する M1:シール前に、シール部に汚れ又は異物の有無を確認する M1:シール前に、シール部に汚れ又は異物の有無を確認する M2:シールで樹脂製の袋に張力を発生させないように樹脂製の袋を保持する M3:シール状態の限界見本を掲載する
	ド シールが終了したらシール部及びヘッドの電極部を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認し、さらに電極部はアルコールをつけたと ペーパーで拭き取る		▶・作業員Dは、溶着部を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認	<u>電極部は汚染検査し、異常がないことから、アルコールをつけたペーパーで拭き</u>	染検査を行っている。アルコールをつけ	M1:熱溶着を終了し、熱溶着装置を片付ける際は、アルコールをつけたペーパーにより電極部を拭き取る。
汚染させないよう 樹脂製の袋の溶 をハサミで切断で 90		・ 切り口には、手を触れないようにする。		【新たに想定した汚染リスク】 <u>W1:樹脂製の袋の切断面が汚染していることを想定し、溶着面の切断者は切断後、</u> 手部の汚染検査が必要	載	【更なる改善】 <u>W1:溶着面の切断者は切断後、手部の汚染</u> <u>検査を行う</u> M1:切断中の樹脂製袋の保持方法を具体的 に記載 M2:切断面に触れてはいけないことを記載

Γ		作業手順					
	目的	作業手順	確認事項	- 作業の実施状況	評価 (作業の妥当性) -	評価(マニュアルの妥当性)	改善
7	間に製の袋の切断面 が汚染していること を想定し、当該部位 に赤色布テープを貼	切り口に赤色布テープを貼る。 (Bb) 赤色布テープ	・赤色布テープはシール面の保護の目的を兼ねるため、シール部の全体を覆うように、またシワや浮きが生じないように十分に密着させる。	・作業員Cは、作業台の脇でハサミを汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した後、濡れ紙タオルに包み、作業台の中段に置いた。・作業員Cは、左記に示すとおりグローブボックス側の樹脂製の袋の切断面に赤色布テープを貼り、作業員Dは樹脂製の袋を保持し、補助した。 ・作業員Bは、ステンレス缶を作業台面上で少し浮かせて水平に180度回転し、切断面を作業員C側に向けた。 ・作業員Cは、左記に示すとおりステンレス缶側の樹脂製の袋の切断面に赤色布テープを貼り、作業員Bは樹脂製の袋を保持し、補助した。 ・作業員B、C、Dは、手部を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。	【マニュアルどおり実施】	M1:汚染のおそれがある切断面に手部が触れるおそれがある	M1:赤色布テープを貼った後、手部の汚染 検査を行う
7	オに汚染が検出され	赤色布テープ、バッグアウトした物品の表面及びハサミを汚染検査 し、汚染が検出されないことを確認し、さらにハサミはアルコールを つけたペーパーで拭き取る。	・高線量物の影響でサーベイメータが計数する場合 (α線を遮断する紙などを間に入れて確認)は、高 線量対応のサーベイメータを使用するか、スミヤ法 を用いる。	・作業員Cは、赤色布テープで養生された樹脂製の袋の切断面(両側)を汚染検査し、汚染が検出されないことを確認した。 ・作業員Bは、ステンレス缶の表面温度が高いことから、取り扱いを誤ると樹脂製の袋を傷付けるおそれがあると考え、二重目梱包を優先すべく、汚染検査を実施せずにステンレス缶を二重梱包場所に移動した。 ・作業員Bは、アルミ缶を二重梱包場所の緩衝材上に運んだ。 (バッグアウト中、樹脂製の袋に何かをぶつけた感覚はない)	【本汚染事象の原因】 ₩1:ステンレス缶の温度は異常でなかった が、作業者はステンレス缶が通常より熱 いと感じた それにもかかわらず、核燃料管理者へ 連絡せず、バッグアウト作業後の梱包物 表面の汚染検査を行わずに二重梱包作業 に移行したことで、広範囲に汚染を拡大 させた 【新たに想定した汚染リスク】 ₩2:搬出物品側の樹脂製の袋が破れた状態 でネルスミヤの拭き取り作業を行うと汚 染の拡大に繋がる 【作業手順の省略】 ハサミは汚染検査で異常がないことから アルコールをつけたペーパーで拭き取ら なかった	る拭き取りは、作業終了後に念のために行う処置とする	【本汚染事象に係る改善】 W1:通常と異なると感じたにもかかわらず、核燃料管理者への連絡を行わずに、 汚染検査を省略してしまったことから、 作業中に通常と異なる状態が認められた場合には、一人で判断せずに核燃料管理者に連絡すること、及び作業手順のホールドポイント遵守を徹底すること、を教育する。 W1:当日の作業において留意すべき事項(発熱量・温度等)について、現場作業員が確実に理解するように、作業前のミーティングでの確認項目を改善する W1:樹脂製の袋に対する熱の影響に関する教育を行う 【更なる改善】 W2:樹脂製の袋の汚染検査前は、搬出物品側の樹脂製の袋が搬出物品に密着していること(空気流入により膨らみがないこと)を目視確認する M1:ハサミを片付ける際は、アルコールをつけたペーパーによりハサミを拭き取る M1:ハサミを片付ける際は、アルコールをつけたペーパーによりハサミを拭き取るけたペーパーによりハサミを拭き取る
93	とを確認しながら	ポート側の樹脂製の袋を汚染検査し汚染が検出されないことを確認 し、綺麗に折りたたむ。		【汚染事象の発生に伴い未実施】		 M1:汚染検査範囲及び順番が不明確 	M1:汚染検査範囲及び順番の明確化
	使用後の樹脂製の袋 を固定する	グローブボックスの負圧により樹脂製の袋が引き込まれないようにした後、ポートカバーを取り付ける。	 ・ポートカバーはあまり強く締めつけない。 	【汚染事象の発生に伴い未実施】			M1:樹脂製の袋の引き込まれ防止方法を記載 M2:ポートカバーの接触による樹脂製袋の 損傷防止手順を記載
7		手、腕、作業台養生用ビニルシート及び床養生用ビニルシート等の汚染検査を入念に行い、汚染が検出されないことを確認する。	・ビニルシート上に汚染が確認された場合は、アルコールを付けたペーパーで拭き取る。また、汚染の広がりの可能性を考慮し、空気流線を加味した広いエリアの汚染検査を行い、汚染がその他に検出されないことを確認する。さらにアルコールをつけたペーパーで拭き取る。	【汚染事象の発生に伴い未実施】		M2: 拭き取ったペーパーの処置方法が未記載	M1:汚染検査は、使用器材、作業者、養生 シートの順序で実施する M2:拭き取ったペーパーの処置方法を記載 M3:作業内容が不明確
96		半面マスクを外す。		【汚染事象の発生に伴い未実施】		M1:同室作業者への周知が未記載 M2:汚染のコントロールを要する作業が終 了したことが不明確	M1:同室作業者への周知を記載 M2:汚染のコントロールを要する作業が終 了したことの宣言を記載
97	使用機材に汚染が検 出されないことを確 思す、所定の場所に	 後片付けを行う。 		【汚染事象の発生に伴い未実施】		M1:後片付けの作業内容が不明確 (使用器材の保管場所、保管方法、汚染 防止)	M1:後片付けの作業内容の明確化
98	は 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		・放射性廃棄物については、「I-11 放射性固体廃棄物の取扱い」又は「I-19 放射性廃油・廃溶媒の管理」に基づき取り扱う。	・作業員Bは、左記に示す緩衝材の上で直接ステンレス缶を二重目の 樹脂製の袋内に入れた。 ・作業員Cは、約3cm残してバッグアウトの際と同様に樹脂製の袋を熱溶着した。 ・ステンレス缶を約30度傾けるようにして一重目と二重目の樹脂製の袋の間の空気を抜き、残りを熱溶着した。 ・作業員Cは、樹脂製の袋の熱溶着の際、ステンレス缶と樹脂製の袋を保持した。 ・作業員Bは、樹脂製の袋の不要な部分をハサミで切断した。 ・作業員Bは、二重目の樹脂製の袋の表面をネルスミヤで拭き取り、作業員Eに汚染検査を依頼した。 ・作業員Eは、ネルスミヤを汚染検査し、レベルの高い汚染を確認した。 ・作業員Eは、作業員Bの手部を汚染検査し、レベルの高い汚染を確認した。 ・作業員Cは、引き続きアルミ缶の二重梱包を行うためアルミ缶を二重目の樹脂製の袋に入れた。 ・作業員Bの汚染を受け、作業員Cは手部の汚染検査を行い、レベルの高い汚染を確認した。	<u>破れることを想定し、二重梱包作業開始</u> 前に汚染検査を行う	M2:汚染を確認した場合にグローブボックスに搬入することが未記載M3:再利用保管物の作業手順記載なし	【更なる改善】 W1:二重梱包作業開始前は、樹脂製の袋が 搬出物品に密着していること(空気流入に より膨らみがないこと)を目視確認する M1:二重梱包手順及び役割分担を記載 M2:汚染検出時は、グローブボックスに搬入 M3:二重梱包作業手順を追記する
3		<mark>置技術課)【平成31年1月30日午後】</mark> 床養生用ビニルシート外で汚染が検出された場合は、Ⅱ-1「汚染発生B 	寺の対応手順」に従って対応を行う。				
	祭の対応	 熱溶着作業中に溶着部に力が加わり切れた場合及び誤って本来切断すぐ	、きではない箇所を切り離した場合は、局所を赤色布				
		テープで塞ぎすみやかに新しい樹脂製の袋と交換するか、局所を内側に					

11

凡例 W∶作業 M∶マニュアル

	作業手順				
目的	作業手順	確認事項	──── ─────────作業の実施状況	評価(作業の妥当性) 評価(マニュアルの妥当性) 評価(マニュアルの妥当性)	改善改善
通常と異なる事象の 対応 101	通常と異なる状態が見られた場合は、核燃料管理者に連絡する。			【本汚染事象の原因】 W1:核燃料管理者に連絡しなかったことが 結果的に梱包物表面の汚染検査を行わな かったことにつながっており、広範囲の 汚染の原因となった。	【本事象を受けた改善】 W1:作業中に通常と異なる事象と感じた場合には一人で判断せずに核燃料管理者に連絡すること、及び作業手順のホールドポイント遵守を徹底すること、を教育する。
	し】(核物質管理課)【汚染事象発生に伴い未実施】				
搬出物品の安全性確認 102	払出側グローブボックス担当者に以下のことを確認する。 ①バッグアウト物の表面に汚染のないこと。 ②貯蔵する場合は、バッグアウト物が樹脂製の袋で二重に密封してあること。また、添加剤が含まれていないこと。添加剤が入っている場合は、添加剤入りであることの表示をつける。 ③樹脂製の袋の健全性及び缶の表面に錆等の異常がないこと。また、核物質管理課員も同様に確認すること。 ④移動しようとしている核燃料物質が受入側の系区分と異なる場合、受入側系区分に定める値に合致すること。 ⑤鉛で覆った高線量の核燃料物質がある場合は、線量を確認し、線量を記載し、高線量であることの表示をつける。また、含鉛手袋を着用して取扱う。		【汚染事象の発生に伴い未実施】		
貯蔵容器の誤搬送防」 103	止 移動に際しては、計量管理担当者を含む2名のうち、1名が移動する 核燃料物質のID番号及び受入側に提示された計量グループを読み上 げ、他の1名がその内容と核物質移動確認票の内容が一致していることを確認する。		【汚染事象の発生に伴い未実施】		
104	確認が終了したことの証明のため、払出側担当者に核物質移動確認票 のサインをもらい、払出側控えを渡す。		【汚染事象の発生に伴い未実施】		
 貯蔵容器の運搬/貯蔵	は(核物質管理課) 【汚染事象発生のため未実施】				
汚染が検出されない	計量管理担当者は、核燃料物質を運搬車等に積み、核物質移動確認票の示す受入グループまで移動する。		【汚染事象の発生に伴い未実施】		
106	移動に際し、自主管理エリアからでるときは、手部、靴底及び運搬車 等の車輪の汚染検査を入念に行い、汚染が検出されないことを確認す る。		【汚染事象の発生に伴い未実施】	M1∶自主管理エリアΙでの汚染検査場所 明確でない。	fが M1:自主管理エリアIでの汚染検査場所を 図に明記する。
107	核燃料物質を受入側まで移動後、受入担当者に核物質移動確認票を渡し、核燃料物質の I D番号を確認してもらう。ただし、受入側が貯蔵庫の場合は、以下のとおりとする。		【汚染事象の発生に伴い未実施】		
汚染をビニルシート 108 内に留める	核燃料物質を受入れる貯蔵棚が自主管理エリアとエリア I 境界付近の 場合は、別途ビニルシートで自主管理エリアを設定すること。		【汚染事象の発生に伴い未実施】	M1: ビニルシートの保管場所の記載がない。	M1:ビニルシートの保管場所を明記する。
貯蔵容器の誤搬送防」 109	止核燃料物質のID番号が核物質移動確認票のID番号と一致している ことを計量管理担当者を含む2名がそれぞれ確認する。		【汚染事象の発生に伴い未実施】		
110	貯蔵標識のID番号が核燃料物質のID番号と一致していることを確認する。		【汚染事象の発生に伴い未実施】		
111	貯蔵標識の計量グループが核物質移動確認票の受入側計量グループと 一致することを確認する。		【汚染事象の発生に伴い未実施】		
112	貯蔵標識を核燃料物質に貼りつける。		【汚染事象の発生に伴い未実施】	M1:プルトニウム量が多い貯蔵物には、 の旨表示しているが、記載がない。	そ M1:プルトニウム量が多い貯蔵物には、そ の旨表示することを明記する。
113	核物質移動確認票で貯蔵棚の計量グループを確認する。		【汚染事象の発生に伴い未実施】		
貯蔵容器を入れる前 に貯蔵棚の汚染の有 114 無を確認する	貯蔵棚内側のダイレクトサーベイ及びスミヤろ紙等で汚染検査を実施する。なお、空間線量が高い場所でダイレクトサーベイが実施できない場合は、スミヤろ紙等で拭き取った後、当該スミヤろ紙等のダイレクトサーベイのみとし、空間線量の低い場所で実施する。		【汚染事象の発生に伴い未実施】	M1:自主管理エリア I での汚染検査場所明確でない。	fが M1:自主管理エリアIでの汚染検査場所を 図に明記する。
115ことを確認しながら貯蔵容器を貯蔵棚に	貯蔵のために貯蔵棚内部の物を移動させた場合は、手部の汚染検査を 実施する。なお、空間線量が高く手部の汚染検査が実施できない場合 は、自主管理エリア内の空間線量が低い場所で実施する。		【汚染事象の発生に伴い未実施】	M1:自主管理エリア I での汚染検査場所明確でない。	fが M1:自主管理エリアIでの汚染検査場所を 図に明記する。
収納する 116	核燃料物質を貯蔵棚に貯蔵する。1アイテムを貯蔵する毎に手部の汚染検査を実施すること。なお、空間線量が高く手部の汚染検査が実施できない場合は、自主管理エリア内の空間線量が低い場所で実施す		【汚染事象の発生に伴い未実施】	M1:自主管理エリア I での汚染検査場所明確でない。	M1:自主管理エリアIでの汚染検査場所を 図に明記する。
汚染発生時に限定された区域にとどめる 117	る。 自主管理エリアからでるときは、手部、靴底及び運搬車等の車輪の汚 染検査を入念に行い、汚染が検出されないことを確認する。また、C- 121室については、自主管理エリア I から自主管理エリア II へ移動す る際には、手部、靴底、運搬車等の車輪の汚染検査を行うこと。		【汚染事象の発生に伴い未実施】	M1:自主管理エリアIでの汚染検査場所明確でない。	fが M1:自主管理エリアIでの汚染検査場所を 図に明記する。
使用機材に汚染が検 出されないことを確 認する	ビニルシートを使用した場合は、ビニルシートの汚染検査を実施する。		【汚染事象の発生に伴い未実施】	M1:汚染検査後のビニルシートの保管場について記載がない。	M1:ビニルシートの保管場所を明記する。
	貯蔵庫からの退出時は、手部、靴底等の汚染検査を入念に行ない、汚染が検出されないことを確認する。		【汚染事象の発生に伴い未実施】		
120	貯蔵庫から退出した場合は、ハンドフットクローズモニタで汚染検査 を実施する。		【汚染事象の発生に伴い未実施】	M1:ハンドフットクローズモニタでの汚 検査において足を2回ずらして実施する とが記載されていない。	5染 M1:ハンドフットクローズモニタでの汚染5こ 検査では、足を2回ずらして実施していることから明記する。

12

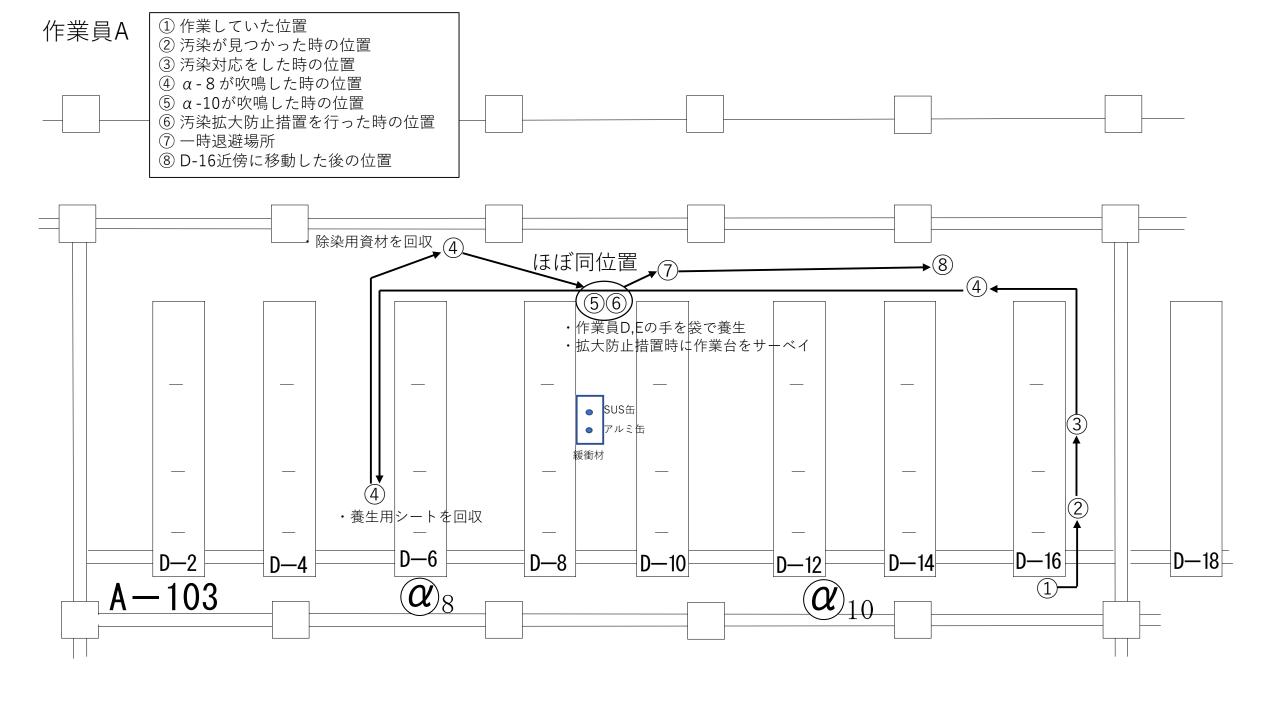
- 更なる改善事項の抽出 (2)汚染発生から管理区域退域までの行動 ①粉末調整室(A-103)⇒炉室(A-102) (検証作業中)

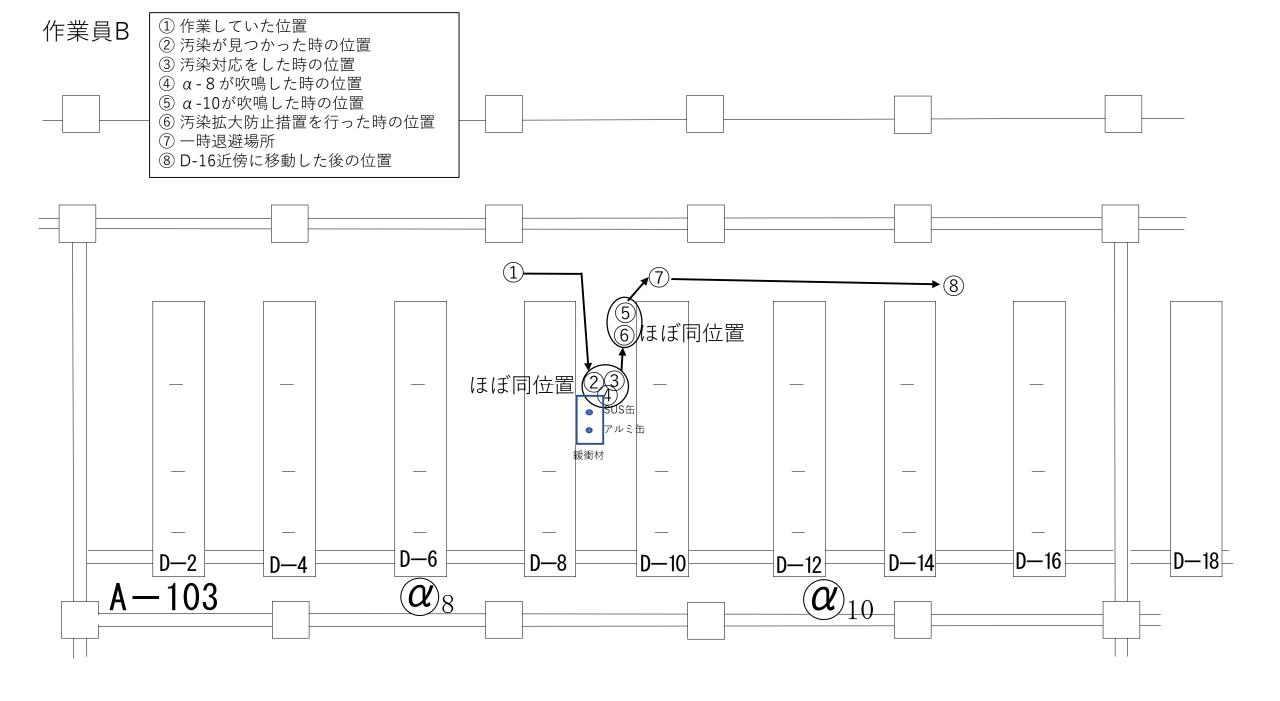
						=	₣象∙行動								
時刻	┃ ┃ 作業項目			廃止措置技	技術開発課				核物質管理課		廃止措置	放射線管	作業方法	評価	改善
		作業員D	作業員E (現場責任者)	作業員B	作業員C	作業員F	作業員A	作業員G	作業員H (現場責任者)	作業員I	技術開発 課	理第1課			
14:20 頃	重梱包	引き続き別の梱包袋のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		片るき樹た【横場じすと樹らかようないちで持ちいと、 手USし製 常きはがなっ製く感梱脂がみないと重樹気緩はで持て、の Sにき、りたのなじ包製ないをできないのでででである。 いまのではできまない かん かんしゅう しょう はい かん		終了したため、 作業員Aに腕の 汚染検査を依頼	作業員Fの腕の 汚染検査を実施した。 は、 では で で で で で で で で で で で で で で で で で								
2		備を中断し、作 業員Eの片腕の 汚染検査を実施 し、汚染が検出 されないことを 確認した。	終了したため、 作業員Dにたため、 所染検査をの 持た。 方染検査方 方 発 を 方 決 検 を 方 た た 、 た た た 、 た を た う 片 検 を 方 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た		SUS缶及び樹脂製の袋を保持し、作業員Bの袋を保持し、作業員Bの熱助をした。この際、2重目の機能製の袋の開口部は作業員CかいたD-10側を向	ゴリア境界で靴底の汚染検査を実施し、汚染が横出されないことを確認した。はは	エリア境界で靴原の汚染検査を								

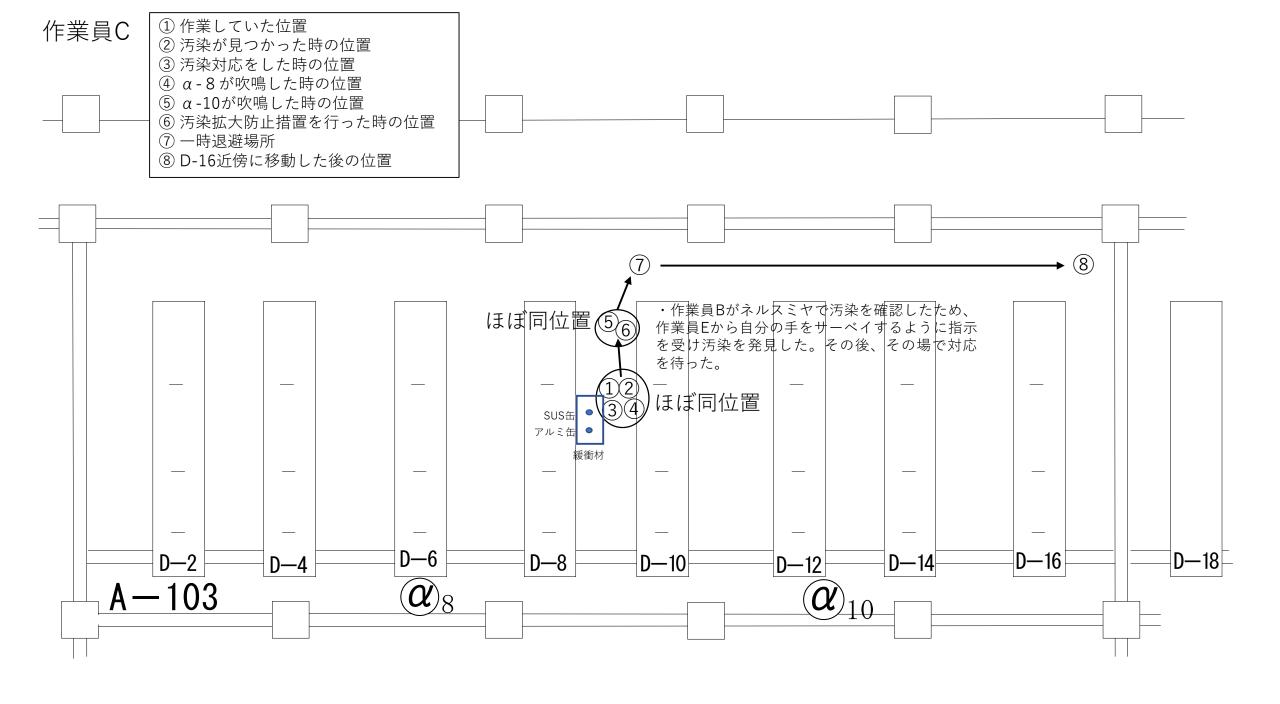
						<u> </u>	事象·行動								
時刻	作業項目			廃止措置	技術開発課				核物質管理課		廃止措置	放射線管	, 作業方法	評価	改善改善
		作業員D	作業員E (現場責任者)	作業員B	作業員C	作業員F	作業員A	作業員G	作業員H (現場責任者)	作業員I	技術開発 課	理第1課	11317314	<u>.</u>	712
	汚染確認		したネルスミヤ の汚染検査を実 施し、2,000dpn 以上の汚染を確 認した。引き網 き作業員Bの手	[]]	田の2重梱包を実施するため、 実施するため、 緩衝材上に置かれたアルミ缶を2 重目樹脂製の袋	2							基本動作マニュアル II-1 汚染発生時の対応手順 1.一般原則 【汚染発生時の対応手順】 1)安全保持の原則 人命及び身体の安全を第一とし、施設、設備等への配慮は、第二とする。 2)通報の原則 発生現場の現場先任者及び作業者は、同院 発生現場の現場先任者及び作業者は、同院 作業者、放管員及び、核燃料管理者に活っまた、空気汚染の可能性がある場合は、同室らまた、空気汚染の可能性を知らしまり当該全人ともに当該を展内にとり当該を関し、ペ発生の可能性があることをに対しまり当該ることを同知するとともに核燃料管理者及び放管員に通報する	・マニュアルどおり実施 【身体汚染等が発生した場合の退出方法】 ・マニュアルどおり実施 【身体汚染が発生した場合の 措置に関するガイドライン】 ・マニュアルどおり実施	検討し、手順書に映する。
		バッグインの準備を再開しようとしたところ、汚染発生の連絡を聞いた。	☆ 発 生 を 周 知 はし、応 援 を 要 請	た作業員Cに手の 1 汚染検査を指示 りた。	実 施 し 、 2,000dpm以上の	を聞き、2重目の RIゴム手袋を着	汚染発生の連絡 を聞き、2重目の RIゴム手袋を着 用しながらD-8 に向かった。	扉前に退避し、 作業員Aに汚染	扉前に退避し た。	炉室(A-102)側 扉前に退避した。			基本動作マニュアル II-1 汚染発生時の対応手順 別冊 汚染発生時の個別の対応方法・対応手順マニュアル 1.3 身体汚染等が発生した場合の退出方法【身体汚染等が発生した場合の退出方法】(1)事故対手順に従い、通報連絡を行う。(2)同室内の作業者(当事者を含む)は、汚染の影響が少ないエリア(空気流線の風上)に退避する。(3)当事者の身体汚染検査を実施し、以下の項目を確認する。・・顔面(呼吸保護具含む)に汚染の無いこと		
				を作業員 Eにより 動物をビニル袋 で養生してもらっ た。	汚染したことを	:	グローブスNo.D-4とD-6の間にニル自元とのでは、アラスのでは、アラスのでは、アラスでででででででででできる。 では、アラスででででできる。 では、アラスでででできる。 では、アラスでできる。 では、アラスでできる。 では、アラスでできる。 では、アラスではないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないは	を実施し、作業 衣等から汚染が 検出されないことを確認した。	検出されないこ	を実施し、作業 衣等から汚染が 検出されないこ			・創傷等の無いこと ・創傷等がある場合は、創傷等周辺の汚染の無いこと(創傷周辺に汚染が無い場合は、 創傷等を養生する。) (4) 身体に汚染が確認された部位について、 汚染部位の固定等(防護具の重ね着や養生 シート、テープ等による汚染部位の固定)の処置を行う。 【身体汚染が発生した場合の措置に関するガイドライン】 4.身体汚染測定 (4)測定記録		
													当事者が初期対応の中で測定した場合は、聞き取り結果の一部として記録する。		

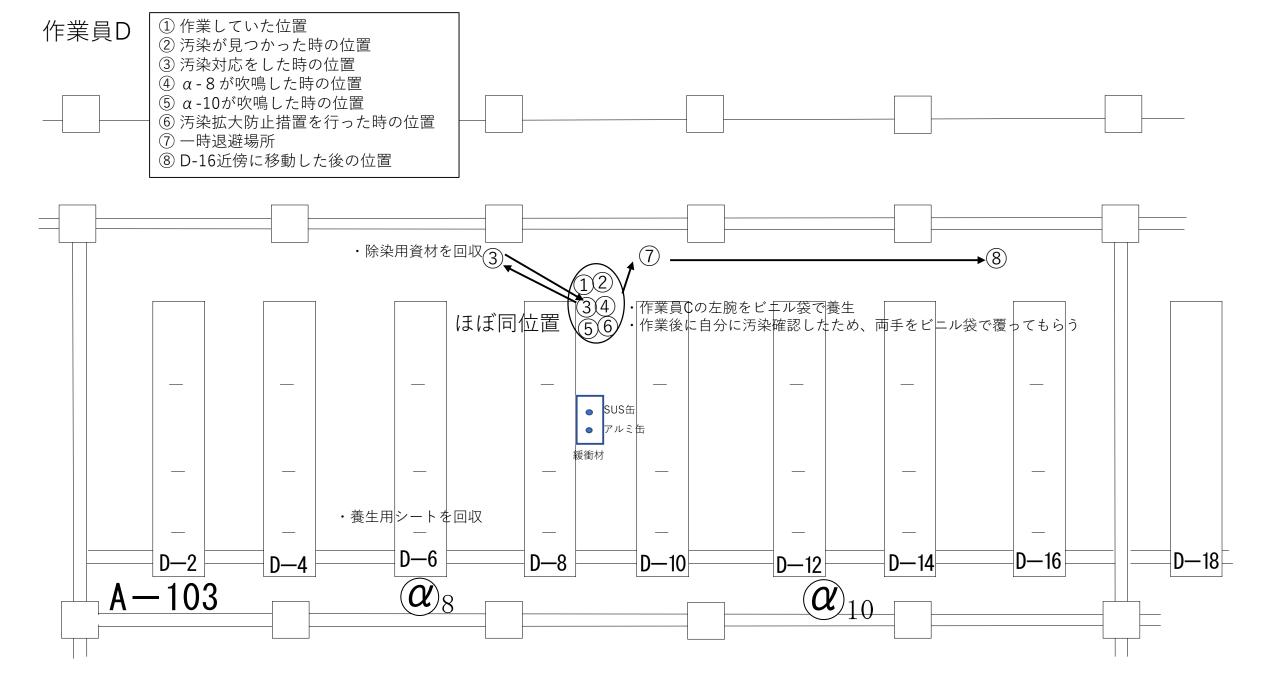
							—————————————————————————————————————	事象∙行動								
	诗刻	作業項目			廃止措置	技術開発課				核物質管理課		廃止措置	放射線管	作業方法	評価	改善
			作業員D	作業員E (現場責任者)	作業員B	作業員C	作業員F	作業員A	作業員G	作業員H (現場責任者)	作業員I	技術開発 課	理第1課			
6]] [放管員2名 が粉末調整 室(A-103) の扉前(廊	作業員では、住業には、自体をでは、自体をできる。 には、 はいない にんしょう でんしょう でんしょう でんしょう でんしょう でんしょう かいがい いっぱい はいかい かいがい かいがい はいかい かいがい はいかい かいがい はいかい かいがい はいかい かいがい かいが	作業員Cの片腕 をビニル袋で養		により両腕をビ	活し術絡た連吹【生吹絡う旨た・開「従示汚し術絡た連吹【生吹絡う旨た・開放うを楽廃発第 時 染空、可と課 止発課こ受象止課一 に 事気以に思長 措課のとける措長報 - 8 まて後ないに 置長指ととの	ている除染用資材を準備した。		核にを措行こ指とた【103)事気、のはずる質染を放け、に指す、実に事気、のはずる質染を放け、では、まに象し、のはずいでは、できれば、できれば、できれば、できれば、できれば、できれば、できれば、できれば				基本動作マニュアル II-1 汚染発生時の対応手順 1.一般原則 【汚染発生時の対応手順】 1)安全保持の原則 人命及び身体の安全を第一とし、施設、設備等への配慮は、第二とする。 2)通報の原則 発生現場の現場先任者及び作業者は、、汚洗と で業者、放管員及び、核燃料らせる。 定気汚染の可能性がある場合は、たった。 空気汚染の可能性がある場合は、にった。 空気が発生したことを知らせ、同知のでででである。 を伴う事象が発生したことを知らせ、同知のででででである。 を伴う事象が発生したことを知らせ、同知のでででである。 を伴う事象が発生したことを知らせ、同知のででででである。 を伴う事象が発生の可能性を知らないででででででいる。 を伴う事とともに当該を向いて、発生のでででであることを問知するとともに当該を関ロでは、 とともに当なでである。 を作り、発生のでででは、 とともに対して、 を生のでは、 を生ののででは、 を生ののででは、 を生ののででは、 を生ののでは、 を生ののででは、 を生ののででは、 を生ののででは、 を生ののででは、 を生ののででは、 を生ののででは、 を生のでは、 を生ののででは、 を生ののででは、 を生ののででは、 を生ののででは、 を生ののででは、 を生ののででは、 を生ののでは、 を生ののでは、 を生ののでは、 を生ののでは、 を生ののでは、 を生ののでは、 とともには、 を生ののでは、 を生ののでは、 を生ののでは、 とともには、 とともには、 を生ののでは、 とともには、 を生ののでは、 とともには、 を生ののでは、 とともには、 を生ののでは、 を生ののでは、 を生ののでは、 を生ののでは、 を生ののでは、 とともには、 を生ののでは、 とともには、 を生ののでは、 とともには、 を生ののでは、 とともには、 を生ののでは、 とともには、 を生ののでは、 を生ののでは、 を生ののでは、 を生ののでは、 を生ののでは、 とともには、 を生ののでは、 を生ののでは、 を生ののでは、 を生ののでは、 を生ののでは、 を生ののでは、 を生ののでは、 を生ののでは、 を生ののでは、 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。	・ページングの代当的は PHS、放送設備にて染の 大学を関係では 大学を関係を 大学を 大学を 大学を にで (1) 事故対手順に従い、 事故対手順に従い、 事故対手順に従い、 事故がする。 ・マニュアルどおり実した。 がある「アルどに がある「大」として示されが許さる 大方」としての恐れが許さる 大方」としての恐れが許さる 大方」といるでは、 、速らとのは、 、速らとのは、 、速らいとがでいる。 を でいるでいる。 でいるでいるでいる。 を でいるでいるでいる。 を でいるでいるでいる。 を のは、 でいるでいるでいるでいる。 を のは、 でいるでいるでいる。 でいるでいるでいる。 でいるでいるでいる。 でいるでいるでいる。 でいるでいるでいる。 でいるでいるでいる。 でいるでいるでいる。 でいるでいるでいる。 でいるでいるでいる。 でいるでいるでいるでいる。 でいるでいるでいるでいる。 でいるでいるでいるでいるでいる。 でいるでいるでいるでいるでいる。 でいるでいるでいるでいるでいる。 でいるでいるでいるでいる。 でいるでいるでいるでいる。 でいるでいるでいるでは、 は、、またいことでいるでいるでいる。 でいるでいるでいるでいるでいるでいる。 でいるでいるでいるでいるでいるでいるでいる。 でいるでいるでいるでいるでいるでいるでいる。 でいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいる。 でいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるで	周検映
7				遮の作い動被ルをし方だ。 い染 という はいかい はいかい は で は い は が は が い が い が が が が が が が が が が が										する場合における退出方法 【速やかに退出する場合における退出方法 (空気汚染又は内部被ばくのおそれがある場合)】 (1)事故対手順に従い、通報連絡を行う。 (3)汚染エリアに隣接した部屋がある場合は、隣接する部屋に退出する。隣接する部屋が無い場合は、廊下に退出させる。	も内部被ばくの防止を優先するよう教育・訓練を実施したが、その理解が不足していた。	・工程室・廊下間で 連絡するための手
8				手の汚染検査を 実施し、約 1,500dpmの汚染を確認したた を確認したため、作業員Aに 腕のビニル袋養生を依頼した。			た放管員に窓越 しにジェスチャー で汚染発生を伝 えた。	作業員Dの両腕をビニル袋でとした。その後、手の汚い、大の後とを強います。 手をはした。全の後というでは、大きないでは、たった。 手が後出されないことを確認した。					放窓業をたかがかった。			
9	1:27	α-10吹鳴		作業員Aにより 汚染した両腕を ビニル袋で養生 してもらった。	作業者Fにより・全身サーベイを ・受けた。		染部固定を実施 したが、すべて を固定できない	をビニル袋で養生した。その後、手の汚染検査を実施し、汚染が検出されないことを確認した。								
10					作業者Fにより 全身サーベイを 受けた。		作業員Bの全身 サーベイを再の ・ションを ・シュンを ・シュと ・シュを ・シュを ・シュを ・シュを ・した ・シュを ・した ・した ・した ・した ・した ・した ・した ・した ・した ・した									

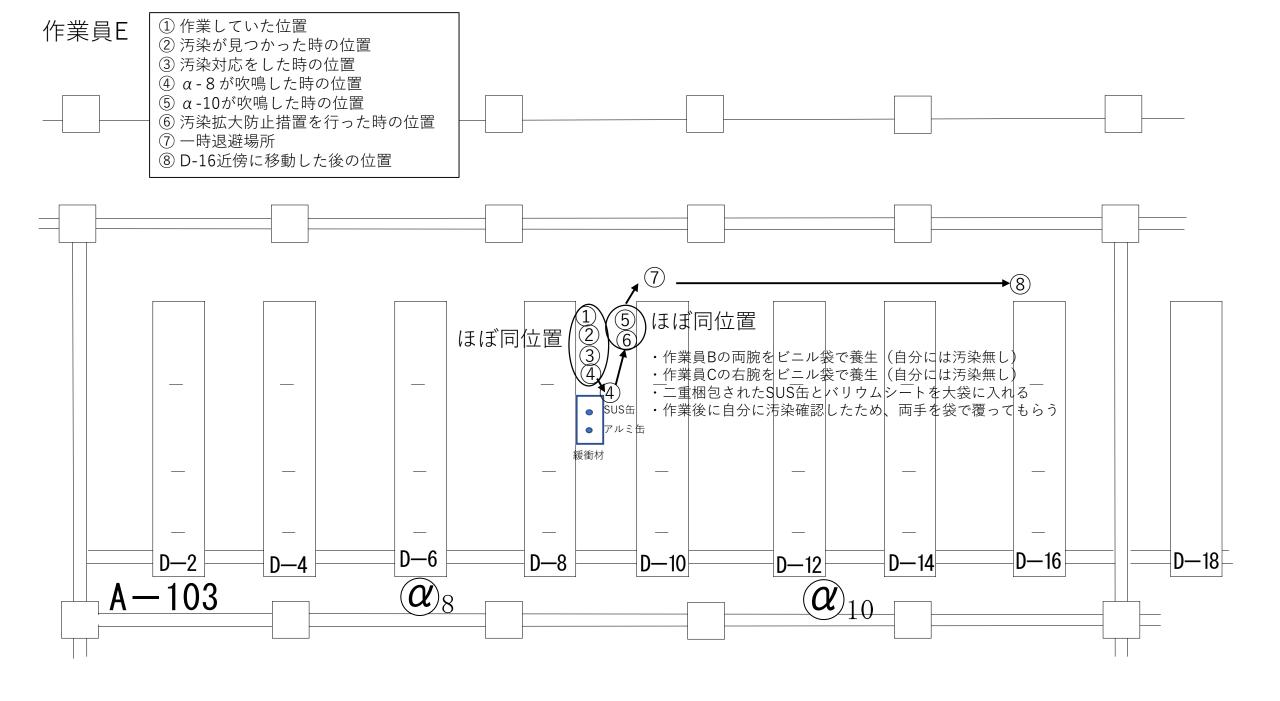
Γ								 「象 • 行動							1	
	時刻	作業項目			廃止措置抗	支術開発課				核物質管理課		廃止措置	放射線管	作業方法	評価	改善
			作業員D	作業員E (現場責任者)	作業員B	作業員C	作業員F	作業員A	作業員G	作業員H (現場責任者)	作業員I	技術開発 課	理第1課			
11				(査を実施上、 2,000dpm以上の 汚染を譲い記位 た。当該布の は、赤色で は、赤色で はた。 【誰かに指示さ	に 約 500dpm の 汚染があること を確認した。	作業者Fから汚染が検出されたことを受け、念	が検出されないことを確認した。	員Fに電話				
12			汚染拡門に 大防し、カー10の 関ル、カー10の 関ルが状室では のは が状室する、A-102 大の退避を は が が が が が が が が が が が が が が が が が が	置を中断し、グロー10の原とでは、グストの D-10の原とでは、グストのではできない。 では、かまないでは、からないいでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないではいいでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないではいいいでは、からないでは、からないではいいいではいいでは、からないではいいではいいではいいいではいいではいいではいいいではいいいではいいではい												
13	4:52 頁												放チダに退しかがかり、 はいのでは作室には作室には作ったいいできる。 はいいいがい かんしいがい かんしいがい かんしいがん かんしい かんしい かんしい かんしい かんしい かんしい かんしい かんし			
14	頁	102)に汚染	養生待ち。(放1 課員から待機の	養生待ち。(放1 課員から待機の	炉室(A-102)内 養生待ち。(放1 課員から待機の 指示あり)	養生待ち。(放1 課員から待機の 指示あり)	養生待ち。(放1 課員から待機の	養生待ち。(放1 課員から待機の 指示あり)	養生待ち。(放1	養生待ち。(放1 課員から待機の 指示あり)	養生待ち。(放1					
15	頁	102)への退	の放管員の退室	の放管員の退室	半面マスク着用 の放管員の退室 待ち。	の放管員の退室 待ち。	チームリーダから炉室(A-102) へ退避するよう 指示を受けた。 半面マスク着用 の放管員の退室 待ち。	の放管員の退室	半面マスク着用 の放管員の退室 待ち。	半面マスク着用 の放管員の退室 待ち。	の放管員の退室 待ち。	現所を止術長責(リ作炉10避うた場か受措開は「チー業室)さ指指抗た。チー業室)さ指に、任一ダ者(へる示揮示廃技課業者ムにをA-退よし				
16	頁	102)に退避 開始	炉室(A-102)に 退避した。 養生エリア(約 1.5 m×約4 m) 内に留まり、応 援者の到着を	炉室(A-102)に 退避した。 養生エリア(約 1.5m×約4m) 内に留まり、応 援者の到着を	養生エリア(約 1.5 m×約4 m) 内に留まり、応 援者の到着を	炉室(A-102)に 退避した。 養生エリア(約 1.5m×約4m) 内に留まり、応 援者の到着を	炉室(A-102)に 退避した。 養生エリア(約 1.5m×約4m) 内に留まり、応 援者の到着を	炉室(A-102)に 退避した。 養生エリア(約 1.5m×約4m) 内に留まり、応	退避した。 養生エリア(約 1.5 m×約4 m) 内に留まり、応 援者の到着を	退避した。 養 生 エリア(約 1.5 m × 約 4 m) 内に留まり、応	退避した。 養 生エリア(約 1.5 m×約4m) 内に留まり、応					



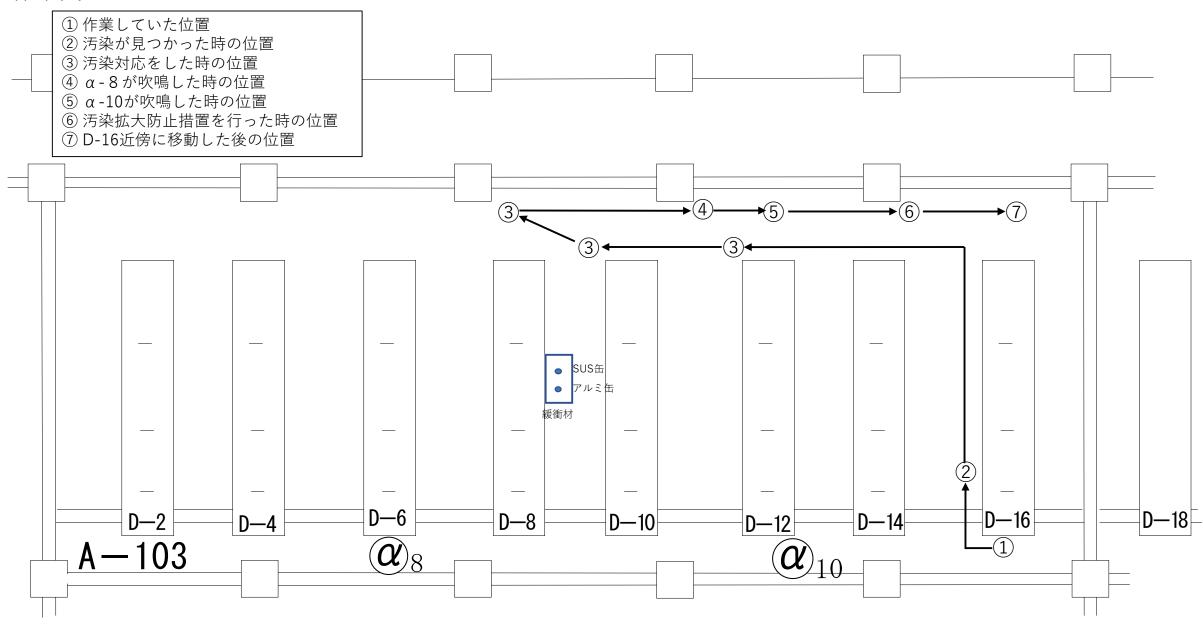




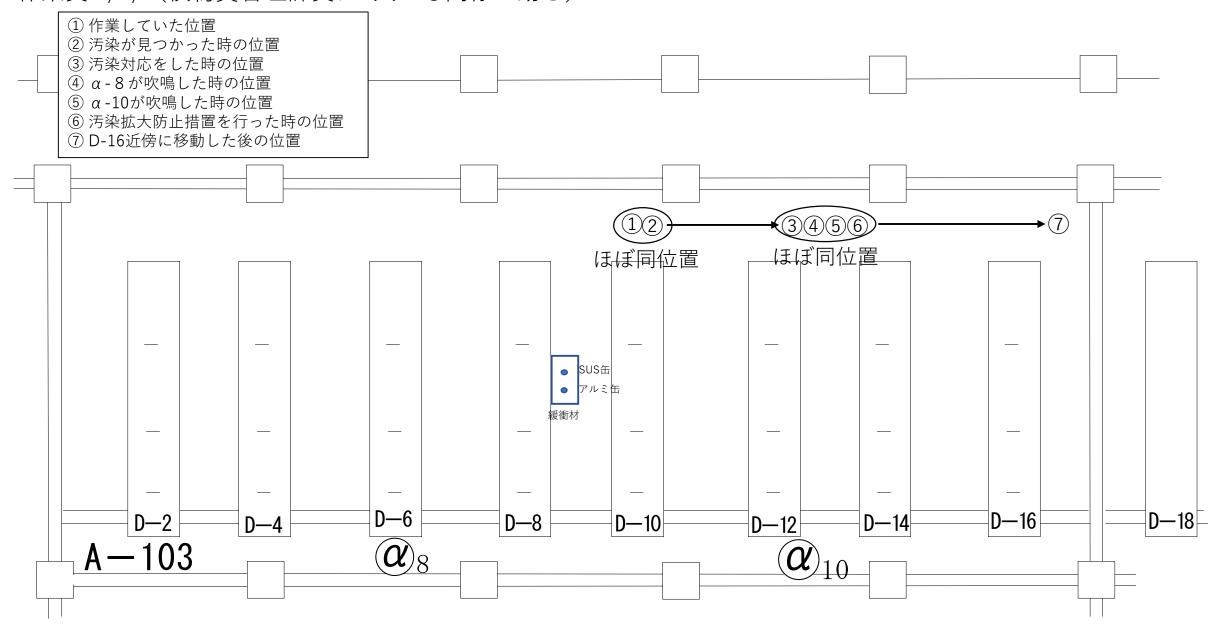




作業員F



作業員G,H,I (核物質管理課員は3人とも同様の動き)

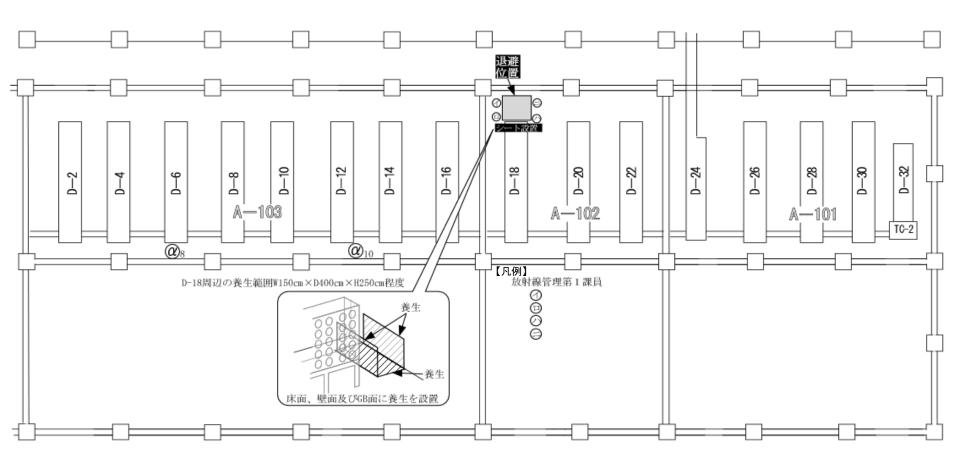


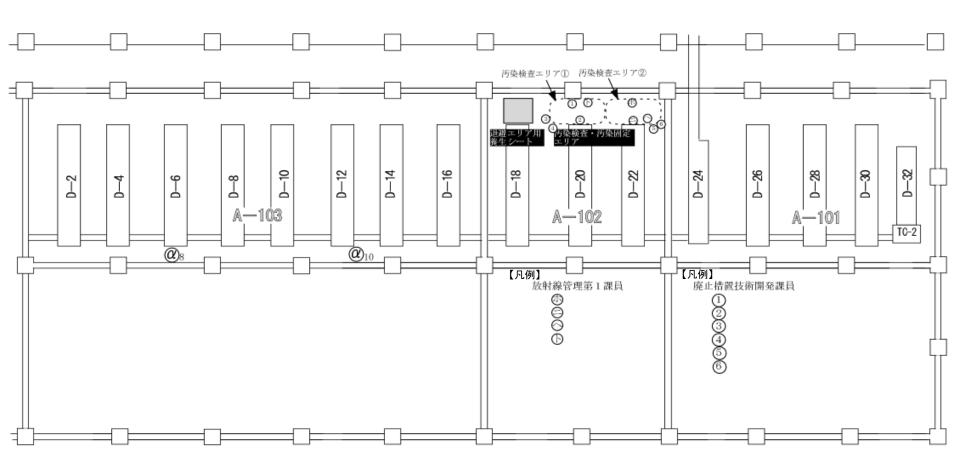
更なる改善事項の抽出

(2)汚染発生から管理区域退域までの行動 ②炉室(A-102)⇒仕上室(A-101)(放管員や支援要員の行動を含む)(検証作業中)

						事象•行動									
時刻	作業項目		放射線管理第	課					廃止措施	置技術課			作業方法	評価	改善
-323		放管員イ 放管員口 放管員	ハ 放管員二	放管員ホ	放管員へ	放管員ト	放管補助1	放管補助2	放管補助3	放管補助4	放管補助5	放管補助6	1		
15:00頃 15:20頃	養生	D-18周辺に養生を開始(約1.5m× 面高さ2.5m) (半面マスク・RI用ゴム手袋) D-18周辺の養生完了し、A-102より											(2) 汚染拡大防止措置の例 床面及び壁面等への汚染の付着防止 として養生シート等を敷設する。	マニュアルどおりに 実施	
	炉室へ の退避						 02室に退避し り、応援者の至						1. 汚染検出の通報の受信・内容確認と報告 (3) 放1課員を招集し、人員点呼後に役割分担を決める。 2. 汚染検査作業の準備 (1) 使用測定器と使用器材類を準備する。	囲が狭く、作業員同	【更なる改善】 退避先でのクロスコンタミを防止するための措置(養生方法)を検討し、今後の訓練の中で検証する。
15:30 15:35	放管等炉室入域	放管1課長が放		ク、タイベック		\downarrow				本サーベイ実力	施指示		・汚染箇所が複数の場合は、汚染の度合いによりマスクの種類を選定する。また、タイベックスーツ、アームカバー、シューズカバーを準備する。 (2) 測定に用いるサーベイメータ、放射能測定装置の作動状況が正常であることを、当該機器等の点検記録にて確認する。作動状況が正常でない場合はそ	・放1課手順書に基 づき実施	
15.55			入域6	りための準備・	備品類の用意	意完了、放管	室前の廊下に	て着装を開始	台する。				の機器等を使用しない。 3. 汚染検査と評価、汚染の固定 (1) 綿手袋、RI用ゴム手袋、半面マスク、ヘルメットを着用する。なお、課長から指示があった場合は、その指示に基づく防護具を着用する。		
16:11頃			査を行うため (全面マスク バー2重・チ:	はサーベイメー	域。 i・シューズカ								<放1課手順書> 3. 汚染検査と評価、汚染の固定 (3) サーベイメータ、ガムテープや紙 テープ又はサーベイキットを持って汚染 発生場所へ移動する。 (4) 汚染発生場所において、当該従業 員について、創傷の有無と身体汚染の 有無を確認するとともに、その結果をTL へ報告する。 ※ 身体汚染がある場合は、汚染箇所 を固定又は養生し、除染室(除染室相 当の室)へ移動して、汚染の形態(粉 末、酸溶液、アルカリ溶液)に応じた汚		
16:22頃	汚染検 ・ 汚 定		D-22前検 デ開ベー デ開ベー 大 でを一 でを一 でを一 のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは		D-22前開と等とた固中広る作達 前ででは、 前ででは、 前ででは、 でででででは、 ででででできた。 でででできた。 でできた。 でできた。 でできた。 でできた。 でできた。 でできた。 できた。								、設局の除染を実施し、その結果を対応記録中級に表示を対応し、その結果を対応記録中級に記録する。 (5) 汚染発生場所において、当該従業員の衣服等の汚染検査を行い、活録と間が大極性がある。 (5) 汚染発生場所において、当該従業箇所の測定値を対応記録用紙に記録として、記録ととではでは、その結果をTLへ報告する。汚固により養生する。(10)上記(9)に係る対応が終了したら、対対性廃棄がの廃棄、使用者をの、及びは重ね着で対応が終了したら、対対性廃棄エリアの汚染時点で、RI用ととを確認した時点で、RI用ととのでは、対したに、対した時点で、RI用ととと当びませば、対したに、対対では、対対には、対域には、対域には、対域には、対域には、対域には、対域には、対域に		

	ĺ	ᆙᅩᆓᆍᇊᄃ			_		- m					r is .1 .44.5	2 ++ 4====			/L *** - t * \ t	==:/=:	~~×
	時刻	作業項目	放管員イ	放管員口	放管員ハ	対線管理第1 放管員二 放管員二	議 放管員ホ	放管員へ	放管員ト	放管補助1	故答述助2	廃止指证 放管補助3	置技術課 放管補助4	放管補助5	放管補助6	作業方法	評価	改善改善
8			双目與打			版目見一 最初の作業」 ある程度行った。	<u> </u> 員については	_ 、汚染固定を		以自相切	加度計画列之	以 巨 种 切 3	以旨冊助平	以旨冊助	以目冊切り		録を作成することに なっているが、記録	【更なる改善事項】 身体汚染検査の記録を作成する際に使用したメモは、エビデンスとして廃棄せず保管すべき場合もある。
9						二人目の汚り の指示により 染箇所を固定	リカバーオーノ	レを着せて汚									すべきタイミング及び 記録作成に用いたメ モ等の取扱いに関す る明確な記載はな い。	切な取扱いについて
10									A-102入域									
11						動し汚染検 査を継続	汚染検査を 継続(固定	汚染検査を 継続(固定	D-22前にて 汚染検査を 開始(サー ベイ担当)	D-22前にて 汚染検査を 開始(固定 担当)	汚染検査を 開始(固定	汚染検査を開始(サー	汚染検査を 継続(固定	汚染検査を 継続(固定	D-20前にて 汚染検査を 継続(固定 担当)			
12						順次汚染検	<u>I</u> 査を実施し、 <i>A</i>	L A-101へ移動。	させた。									
13						 9名の汚染検 	全終了											
14		退出				全身サーベ	イを実施し、汚	染が検出され	れないことを確	認した。							放1課手順書に基づ き実施	
15						チオックス3重	重目とシュース	ぐカバー2重目	を脱装し順次	ZA-101へ移動	协。						放1課手順書に基づ き実施	
16	19:46					A-101退出												





更なる改善事項の抽出

(2)汚染発生から管理区域退域までの行動 ③仕上室(A-101)→廊下→放射線管理室、仕上室(A-101)→グリーンハウス(放管員や支援要員の行動を含む)(検証作業中)

					事象	•行動						
诗刻	作業項目	廃止措置技術開発課	Ŗ			放射線管理第1課				作業方法	評価	改善
		放管補助7	放管員チ	放管員リ	放管員ヌ	放管員ル	放管員ヲ	放管員ワ	放管員力]		
7:13	放管1課員A-101 入域	A-102から退出して 域、汚染検査エリア	- くる作業員の対応(汚 を養生	・ 染検査及びカバーオー	- -ルの脱装)を行うた&	か、全面マスク、タイベ	・ ックスーツ2重、ゴムヨ	- 三袋3重、シューカバー	- -の装備でA-101に入	<放1課手順書> 1. 汚染検出の通報の受信・ 内容確認と報告	・放1課手順書に基 づき実施	
		の脱装を行う状況で	作業者は9名であるが があった。このため、内 重目を着用、3人目以降	部被ばく防止の観点で	が放管1課長の指示に	より汚染拡散を防止す	るため、カバーオール	レを2重に着用(A-102	から退出2人目の作	(3) 放1課員を招集し、人員点呼後に役割分担を決める。 <放1課手順書> -3. 汚染検査と評価、汚染の		
	101へ入域汚染	カバーオールや全 面マスク、ビニル袋 等資材の準備及び サーベイ等の助成	作業者を指揮			頭部・半面マスク周 辺の汚染検査				- 3. / 7未校員と計画、/7未の 固定 (1) 綿手袋、RI用ゴム手袋、半 面マスク、ヘルメットを着用す 」る。なお、課長から指示があっ		
			作業者に息を止め るよう指示する			頭部・顔周辺の汚染 検査(検出せず)別 添1参照	半面マスクを取り外す			た場合は、その指示に基づく 防護具を着用する。 (3) サーベイメータ、ガムテー		
	2	の間約30~40秒			顔周辺を水で濡らした紙タオルで拭き取る					プや紙テープ又はサーベイ キットを持って汚染発生場所 へ移動する。		
						濡れ紙タオルの汚染検査(検出せず) 半面マスクの内側				(5) 汚染発生場所において、 当該従業員の衣服等の汚染 検査を行い、汚染箇所の測定		
			作業者に帽子をかぶせる			宇面マスクの内側 汚染検査(検出せ ず)	クを受け取る	半面マスクをビニル 袋へ収納	記録及び放管員ワ の作業補助	値を対応記録用紙に記録し、 核種分析装置で分析(定性) するとともに、その結果をTL		
			全面マスクを作業者に装着		作業者に帽子をかぶせる		帽子を放管員AIC手渡す			へ報告する。汚染箇所はガム -テープや紙テープにて固定又		
							全面マスクを放管員 Aに手渡す	全面マスクを準備		│はビニール等により養生す 」る。		
				作業者のカバー オールをハサミで切 断(背中部)	カバーオールの切り 口を持ち内側へ丸 めながら脱がす		カバーオールの切り 口を持ち内側へ丸 めながら脱がす			(7) 衣服等を交換し、汚染箇所 を固定した衣服等はビニール 袋に入れ、試料として回収す		
						ハサミの汚染検査 (検出せず)				る。		
				オールをハサミで切	カバーオールの切り 口を持ち内側へ丸 めながら脱がす		カバーオールの切り 口を持ち内側へ丸 めながら脱がす			付録-1 身体サーベイ手順 付録-2-1 身体汚染時の対応 (固定あるいは養生で対応す		
						ハサミの汚染検査 (検出せず)				る場合) 付録-2-2 身体汚染時の対応		
				作業者のカバー オールをハサミで切 断(右足裏部)	カバーオールの切り 口を持ち内側へ丸 めながら脱がす		カバーオールの切り 口を持ち内側へ丸 めながら脱がす			(脱装あるいは重ね着で対応 する場合) 付録-2-3 身体汚染時の対応		
]				ハサミの汚染検査 (検出せず)				- (呼吸保護具汚染時の放管対 応)		
				作業者のカバー オールをハサミで切 断(左足裏部)	カバーオールの切り 口を持ち内側へ丸 めながら脱がす		カバーオールの切り 口を持ち内側へ丸 めながら脱がす			1		
						ハサミの汚染検査 (検出せず)						
				作業者のカバー オールをハサミで切 断(右腕及RIゴム手 袋固定のテープ部)	カバーオールの切り 口を持ち内側へ丸 めながら脱がす		カバーオールの切り 口を持ち内側へ丸 めながら脱がす					
						ハサミの汚染検査 (検出せず)						
				作業者のカバー オールをハサミで切断(左腕及RIゴム手 袋固定のテープ部)	カバーオールの切り 口を持ち内側へ丸 めながら脱がす		カバーオールの切り 口を持ち内側へ丸 めながら脱がす					

寺刻	作業項目	廃止措置技術開発課				放射線管理第1課				作業方法	評価	改善
		放管補助7	放管員チ	放管員リ	放管員ヌ	放管員ル	放管員ヲ	放管員ワ	放管員力			
						ハサミの汚染検査 (検出せず)		カバーオールを丸め ポリ袋へ収納	カバーオールを丸め ポリ袋へ収納		・放1課手順書に基 づき実施	
				シューカバーと作業 靴を脱がせる								
									シューカバーと作業 靴をポリ袋へ収納			
				靴下をハサミでかか とから切る								
						ハサミの汚染検査 (検出せず)						
								靴下を脱がせ、ポリ 袋へ収納	靴下を脱がせ、ポリ 袋へ収納			
						足を汚染検査(検出 せず)						
	作業員1人目A- 101を退出										【抽出事項】 除染(脱装)後の身 体汚染検査の手順 については、下着や 頭髪・耳等、頭部の	【更なる改善事除染完了後、本 皮膚の汚染はされないことを
:33				全身の汚染検査(検出せず)	全身の汚染検査(検出せず)	全身の汚染検査(検 出せず)	新シューカバーを履 かせ、GHへ搬出				頭髪・耳等、頭部の 細かい部位の測定 に関する注意点等 は明確には記載さ れていない。	ける留意点にて て、ガイドライン
	作業者全員A- 101退出完了										【抽出事項】 身体汚染検査の記 録を作成することに なっているが、記録	【更なる改善事 身体汚染検査の 録を作成する際
3:57	101返出元]			_	上記手順	の繰り返し	_				すべきタイミング及 び記録作成に用い たメモ等の取扱いに	デンスとして廃まず保管すべき場あることから、そ
		A-101の奥側扉から 廊下へ退出させた 作業者3名(D、H、I) の全身サーベイの 補助						A-101の奥側扉から 廊下へ退出させた 作業者3名(D、H、I) の全身サーベイを実 施し、汚染が検出さ れないことを確認、 その後、作業者D、 H、IIは放管室へ移動	記録及び放管員ワ の作業補助		はない。	適切な取扱いにいてガイドライン領・手順書に明る。
		サーベイ対応の8名は、 を確認後脱装してカバ				<u>l</u> を実施、異常なしを確	<u> </u> 認後脱装し1重目タイ	L ベックスーツの汚染検	1 査を実施、異常なし			

汚染検査エリア 放管1課員:チ~カ 廃技課員 :7 D-26 D-30 0-32 0-70 0-22 83 D-8 D-2 A-103 A-102 A-101 TC-2

更なる改善事項の抽出

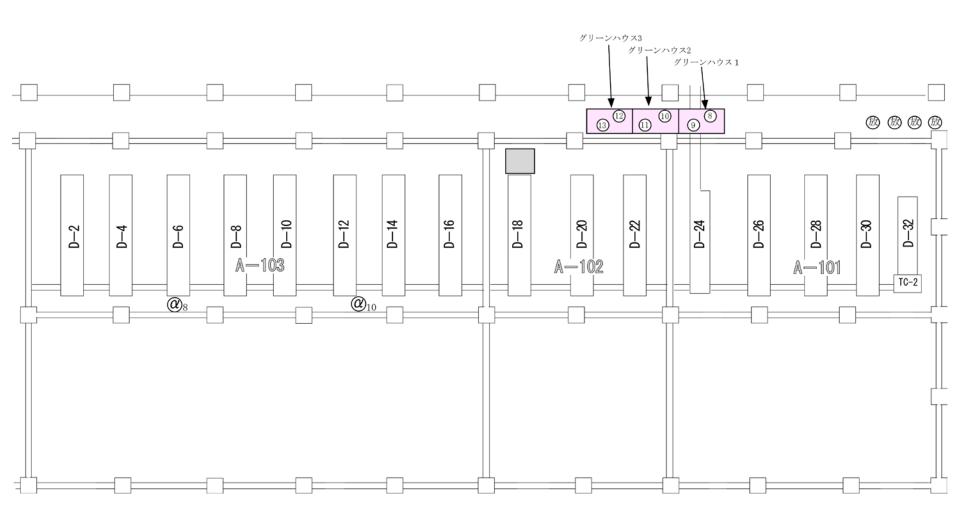
(2)汚染発生から管理区域退域までの行動 ④グリーンハウス⇒放射線管理室(放管員や支援要員の行動を含む)(検証作業中)

		事象∙行動							
時刻	作業項 目	廃止措置技術開発課(GH内汚染検査対応者)	放射線管理	第1課 (放射線管	理室(C-110))	(廊下)	作業方法	評価	改善
H-1 X-1	"	作業者GH1-⑧ 作業者GH1-⑨ 作業者GH2-⑩ 作業者GH2-⑪ 作業者GH3-⑫ 作業者GH3-	③ 放管員3	放管員タ	放管員レ	放管員(4名)			
	・グリーン ハウス の設置	廃止措置技術開発課員GH-8 [*] 3がA-101室前にグリーンハウスを設置する。						作業手順書があるが、要領として定められていないため改善が必要である。 ・本事象では、隣室、隣々室と	・グリーン の検を等。・グはたまではたまではたかまではたけいではたいではたいでは、・グはたおきできるができますが、・グはたいではないでは、・グはたいではないでは、・グはたいでは、・グはたいでは、・グはたいでは、・グはたいでは、・グはたいでは、・グはたいでは、・グはたいでは、・グはたいでは、・グリスにないでは、・グリスにないでは、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスには、・グリスにはは、・グリスにはは、・グリスに
		装備:全面マスク・タイベックス一ツー重・RI用ゴム手袋二重・RIシューズ・シューズカバー二重	装備:半面マスズ・RI用ゴム手	.ク・カバーオール 袋一重	·布帽子 ·作業華	化下 ・RIシュー			
17:33頃	GH内念のた汚査放でミウスのの検び室鼻別でのの検び室鼻定であります。 こうしゅうしゅう ほうしゅう はいしゅう おいま ひまい おいま はい	が作業員E(下着、布帽子、全面マスク)の足を片足ずつダイレクトサーベイし、検知されないことを確認後、シューズカバーを履かせグリーンハウス1へ移動後、作業員GHI-⑧と作業員GHI-⑨が作業員Eの前後から全身のダイレクトサーベイを実施した。ダイレクトサーベイは、時定数を意識し、ゆっくり行うとともに、α線の飛程を考慮して検出面を近づけて行った。また、指を開かせて、指の間も丁寧に実施した。帽子から計数があったが、放管により擬計数と判断された。念のため、テープ固定を実施した。その他の部位からは検知されなかった。							
17:46頃		作業員GH1-⑪と作業員GH1-⑪ が作業員E(下着、布帽子、全面マスク)の足を片足ずつダイレクトサーベイし、検知されないことを確認後、シューズカバーを履かせグリーンハウス2へ移動させた。グリーンハウス2へ移動後、作業員GH1-⑪と作業員GH1-⑪が作業員Eの前後から全身のダイレクトサーベイし、検知されないことを確認した。ダイレクトサーベイは、時定数を意識し、ゆっくり行うとともに、α線の飛程を考慮して検出面を近づけて行った。また、指を開かせて、指の間も丁寧に実施した。汚染検査後、作業員Eにカバーオールを着せ、靴下をはかせた。							
17:51頃	- [作業員Bについて、1人目作業員 と同様の処置を実施。							

Γ						事象∙行動							
	時刻	作業項 目		廃止	措置技術開発課(GH内汚染検査対	応者)	放射線管理第	第1課 (放射線管	理室(C-110))	(廊下)	作業方法	評価	改善
			作業者GH1-8	作業者GH1-9	作業者GH2-⑩ 作業者GH2-⑪	作業者GH3-① 作業者GH3-③	放管員日	放管員タ	放管員レ	放管員(4名)			
6 1	7:57頃				作業員Bについて1人目作業員と 同様の処置を実施。	作業員 $GH1-①$ と作業員 $GH1-①$ 。 が作業員 $GH1-①$ と作業員 $GH1-①$ 。 が作業員 $E(F)$ で、 か、 一、 か、 で、 か、 一、 か、 か、 一、 か、 か、 か、 か、 か、 か、 か、 が、 か、 か、 が、 か、 か、 で、 が、 か、 で、 が、 か、 で、 が、 か、 で、 か、							
7 1	3:00頃					作業員Eを放管室に移動させた。							
8 1	3:01頃					作業員Bについて1人目作業員と 同様の処置を実施。	具を受け取り作	、放管員がα線用	控汚染検査のサ		<放1課手順書> 3.汚染検査と評価、汚染の固定 (6)当該作業者が放射性物質を吸入 しているおそれがある場合は、鼻ス ミヤろ紙により鼻スミヤを採取し、放 射線管理室(放射線管理室相当の 室を含む)の放射能測定装置にて 測定するとともに、その結果をTLへ 報告する。	・放1課手順書に基づき実施	
9 1	3:05頃					作業員Bを放管室に移動させた。							
10 1	3:06頃						作業員Bについ 実施。	て1人目作業員と	:同様の処置を		<放1課手順書> 3.汚染検査と評価、汚染の固定 (6)当該作業者が放射性物質を吸入 しているおそれがある場合は、鼻ス ミヤろ紙により鼻スミヤを採取し、放 射線管理室(放射線管理室相当の 室を含む)の放射能測定装置にて 測定するとともに、その結果をTLへ 報告する。		
11 1	3:07頃									D-32前のドアの 廊下に養生シートを設置。 作業員IICカバーオール及びシューズカバーを渡した。 作業員Iを放管室に移動させた。			
12 1	8:09頃		作業員Gについて と同様の処置を実										
13 1	8:11頃		こほうなりだして天		 作業員Gについて、1人目作業員 と同様の処置を実施。								
14 1	3:13頃				に円1水火だ屋で大川。		全面マスクを脱て、管理区域か	人 汚染検査異常な 装し、放管室に全 ら退出させた。 C1人目作業員と「	面マスクを置い		<放1課手順書> 3.汚染検査と評価、汚染の固定 (6)当該作業者が放射性物質を吸入 しているおそれがある場合は、鼻ス ミヤろ紙により鼻スミヤを採取し、放 射線管理室(放射線管理室相当の 室を含む)の放射能測定装置にて 測定するとともに、その結果をTLへ 報告する。		

Γ					事象∙行動							
	時刻	作業項 目	廃止技	措置技術開発課(GH内汚染検査対	応者)	放射線管理第	引課 (放射線管	理室(C-110))	(廊下)	作業方法	評価	改善
	-1 ×1	н	作業者GH1-⑧ 作業者GH1-⑨	作業者GH2-⑩ 作業者GH2-⑪	作業者GH3-① 作業者GH3-③	放管員ヨ	放管員タ	放管員レ	放管員(4名)			
15 1	8:14頃				作業員Gについて、1人目作業員 と同様の処置を実施。	作業員Bの鼻腔 全面マスクを脱 て、管理区域か	汚染検査異常な 装。放管室に全面 ら退出させた。	し。作業員Bの īマスクを置い				
16	8:18頃		作業員Cについて、1人目作業員 と同様の処置を実施。									
17 1	8:19頃				作業員Gを放管室に移動させた。		汚染検査異常なし。放管室に全面マ と出させた。					
18 1	8:20頃		作業員GH1-⑧と作業員GH1-⑨が作業員Cの前後から全身のダイレクトサーベイを実施したところ、左腕部のTシャツ(500dpm)及び皮膚から計数があったが、放管により擬計数と判断された。念のためふき取りを行った。その他の部位及びふき取り後の皮膚からは検知されなかった。									
19 1	8:21頃					作業員Gについ 実施。	て1人目作業員と	同様の処置を		<加1課手順書> 3.汚染検査と評価、汚染の固定 (6)当該作業者が放射性物質を吸入 しているおそれがある場合は、鼻ス ミヤろ紙により鼻スミヤを採取し、放 射線管理室(放射線管理室相当の 室を含む)の放射能測定装置にて 測定するとともに、その結果をTLへ 報告する。		
20 1	8:28頃						汚染検査異常なり 装し、放管室に全 ら退出させた。					
21 1	8:33頃								作業員DICカ バーオール及び シューズカバー を渡した。 作業員Dを放管 室に移動させ た。			
22 1	8:35頃			作業員Cについて、1人目作業員 と同様の処置を実施。								
23 1	8:39頃					作業員Dについ 実施。	て1人目作業員と	同様の処置を		<放1課手順書> 3.汚染検査と評価、汚染の固定 (6)当該作業者が放射性物質を吸入 しているおそれがある場合は、鼻ス ミヤろ紙により鼻スミヤを採取し、放 射線管理室(放射線管理室相当の 室を含む)の放射能測定装置にて 測定するとともに、その結果をTLへ 報告する。	・放1課手順書に基づき実施	
24 1	8:41頃								作業員Hにカ バーオール及び シューズカバー を渡した。 作業員Hを放管 室に移動させ た。			
25 1	8:43頃		作業員Aについて、1人目作業員 と同様の処置を実施。		作業員Cについて、1人目作業員と同様の処置を実施。							

		Ī	事象·行動									
l H	詩刻	作業項 目	廃止措置技術開発課(GH内汚染検査対応者)				放射線管理第1課 (放射線管理室(C-110))			- 作業方法	評価	改善
	,, ×,		作業者GH1-8 作業者GH1-9	作業者GH2-⑩ 作業者GH2-⑪	作業者GH3-① 作業者GH3-①	放管員ヨ	放管員タ	放管員レ	放管員(4名)			1
26 18:	44頃					実施。	て1人目作業員と			<放1課手順書> 3.汚染検査と評価、汚染の固定 (6)当該作業者が放射性物質を吸入 しているおそれがある場合は、鼻ス ミヤろ紙により鼻スミヤを採取し、放 射線管理室(放射線管理室相当の 室を含む)の放射能測定装置にて 測定するとともに、その結果をTLへ 報告する。		
27 18:	46頃			作業員Aについて、1人目作業員と同様の処置を実施。		作業員Dの鼻腔汚染検査異常なし。作業員Dの 全面マスクを脱装。放管室に全面マスクを置い て、管理区域から退出させた。						
28 18:	47頃				作業員Cを放管室に移動させた。							
29 18:	49頃					作業員Cについ 実施。	て1人目作業員と	同様の処置を		<放1課手順書> 3.汚染検査と評価、汚染の固定 (6)当該作業者が放射性物質を吸入 しているおそれがある場合は、鼻ス ミヤろ紙により鼻スミヤを採取し、放 射線管理室(放射線管理室相当の 室を含む)の放射能測定装置にて 測定するとともに、その結果をTLへ 報告する。		
30 18:	51頃				作業員Aについて、1人目作業員 と同様の処置を実施。	作業員Hの鼻腔 全面マスクを脱っ て、管理区域か	汚染検査異常な 装。放管室に全面 ら退出させた。	っ。作業員Hの 「マスクを置い				
31 18:	55頃				作業員Aを放管室に移動させた。							
32 18:	57頃		作業員Fについて、1人目作業員 と同様の処置を実施。			作業員Cの鼻腔汚染検査異常なし。作業員全面マスクを脱装。放管室に全面マスクを て、管理区域から退出させた。 作業員Aについて1人目作業員と同様の処 実施。				<放1課手順書> 3.汚染検査と評価、汚染の固定 (6)当該作業者が放射性物質を吸入 しているおそれがある場合は、鼻ス ミヤろ紙により鼻スミヤを採取し、放 射線管理室(放射線管理室相当の 室を含む)の放射能測定装置にて 測定するとともに、その結果をTLへ 報告する。		
33 18:	58頃			作業員Fについて、1人目作業員と同様の処置を実施。								
34 19:	03頃			ころはくという	作業員Fについて、1人目作業員 と同様の処置を実施。							
35 19:	05頃						汚染検査異常な 装。放管室に全面 ら退出させた。					
36 19:	08頃				作業員Fを放管室に移動させた。							
37 19:	11頃					作業員Fについて1人目作業員と同様の処置を実施。				<放1課手順書> 3.汚染検査と評価、汚染の固定 (6)当該作業者が放射性物質を吸入 しているおそれがある場合は、鼻ス ミヤろ紙により鼻スミヤを採取し、放 射線管理室(放射線管理室相当の 室を含む)の放射能測定装置にて 測定するとともに、その結果をTLへ 報告する。		
38 19:	17頃					作業員Fの鼻腔汚染検査異常なし。作業員Fの全面マスクを脱装。放管室に全面マスクを置いて、管理区域から退出させた。						





核

燃料物

質の

管

理

教

作

画

汚染発

生へ

ഗ

対

燃料研究棟事故を受けた取組の検証:プルトニウム燃料技術開発センターにおける予防処置の検証・評価

【燃料研究棟事故を受けた主な対策】

【Puセンターの取り組み】

【Pu-2の事象の分析(暫定)】

核燃料物質の安全・安定貯 蔵のため、貯蔵・管理に関 する基準の改善

核燃料物質の貯蔵に関する 必要な情報の整理・明確化 と記録保存の管理を改善

核燃料物質貯蔵の際の有機物除去のための熱処理。 貯蔵容器及びその外側の樹脂製の袋の定期点検は ルール化し実施

樹脂製の袋は、点検での異常の他、貯蔵物の熱発 生量に応じた交換期限を定めて管理

元々貯蔵容器は金属製であるが、金属製容器の使 用等を現場の基準(こ記載(H30.2)

- 従前より組成や性状情報は管理
- 使用履歴等も管理するよう現場の基準を改訂

核燃料物質の管理は適切に行われていることを確認。今回 事象が発生したステンレス缶について、バッグイン時に樹脂 製の袋の膨れは観察されていない。*

※ Pu-2の事象は、交換した新しい1重目の樹脂製の袋に 貫通孔が生じたものであり、長期保存のガス発生により樹 脂製の袋が破裂したものではない。

核燃料物質の組成・崩壊熱等の記録は管理され、貯蔵容器 の点検記録も保存されていることを確認

教育の徹底

今回の事故の原因と対策に関する教育

・燃料研究棟の事故原因について、業務請負作業者 も含めて教育を実施(H30.3)

作業者への燃研棟事故の教育は実施されていることを確

作業計画の作成方法見直し

取り扱う物質が不明瞭、安全が確認できない場合 等の、リスク管理を考慮した基本的考え方を策定

ホールドポイントの明確化

手順と異なる事象が発生した場合や異常の兆候 を確認した場合の作業停止を作業計画に含む

燃研棟事故の予防処置は実施され ていたもののその徹底が足りなかっ たことを踏まえ、対策を抽出

- 樹脂製の袋の交換は、従来よりグローブボックス内 で実施
- グローブボックスの物品の出し入れ(バッグイン/ バッグアウト)の方法は要領に記載
- ・樹脂製の袋の交換は、グローブボックスを用いて バッグイン/バッグアウトによって行うが、その方法・ ホールドポイントは要領に記載

定常作業で共通要領も整備されており、事前のリスクも検 討されていることを確認

ホールドポイントとしてバッグアウト時の汚染検査を定めて いることを確認。しかし、以下の事項について徹底が足りな かったと評価

- ・通常と異なる状態を認知した際に作業を一旦停止し、 ルールに基づく核燃料管理者への連絡
 - ホールドポイントである汚染検査の実施

【Pu-2の事故を踏まえ、下記を提案】

- 通常と異なる状態を認知した際、作業を一旦停止しその内容について作業者間で共有するとともに、 ルールに基づき関係者に連絡することを再徹底する。
- ・現場責任者は、ホールドポイントでの確認が確実に実施されるよう作業管理を行う

除染用洗浄設備の点検、 管理要領の見直し

身体除染の方法や測定方 法に関する手順の明確化

燃研棟事故の予防処置は実施さ れていたもののより一層の改善 を進めていく事項を抽出

- 従来よりグリーンハウス(GH)資機材を準備。
- 従来より半面マスクのマスクマンテスト、着用時確認 を実施。呼吸保護具の点検もルール化して実施。
- 短時間で設営できるGHを開発・準備(H29.11)
- 大規模汚染を想定した訓練実施(H30.6)
- 温水シャワー整備、点検をルール化(H30.3)
- 頭部除染用の廃液タンク付の流し等を配備(H30.3)
- 身体除染方法をマニュアルに追記(H30.3)
- 電動ファン付き半面マスクの導入。(H30.7)
- バッグイン/バッグアウト作業等の同室作業者の半面 マスク着用をルール化。(H29.12)

新たなルール、防護具や資機材を整備済みであり、訓練も 定期的に実施していることを確認

- 汚染管理GH設置は適切。
- 適切な呼吸保護具の装着、身体への汚染拡大防止の措 置により内部被ばく、皮膚汚染等を防止できた。
- なお、今回の事象において除染作業、シャワー設備の使用 はなかった。

部屋からの退出はマニュアルに従い行っていることを確認し たものの、内部被ばくの可能性がある場合の行動の原則に ついて、より明確化することや、作業者の退出過程での記 録方法の明確化など、さらなる改善が可能であると評価

【Pu-2の事故を踏まえ、下記を提案】

- ・空気汚染により内部被ばくの可能性がある場合の行動について、機構のガイドラインで示している
- 「退出にあたっての基本原則」※をマニュアル等でより明確に記載する。
- 作業者の退出過程での測定方法の明確化を行う。

※退出における基本原則: 内部被ばく及びそのおそれがある場合には、汚染拡大を許容してでも、速やかに当事者を当該部屋から退出させる。